

令和3年第5回矢掛町議会第4回定例会（第1号）

1. 会議招集日時 令和3年12月2日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（散会） 午前11時40分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	花 川 大 志	出	8	川 上 淳 司	出
9	浅 野 毅	出	10	土 田 正 雄	出
11	山 野 豊 久	出	12		

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長 山 野 通 彦  
教 育 長 嶋 山 英 二  
企画財政課長 松 嶋 良 治  
健康子育て課長 小 川 公 一  
産業観光課長 妹 尾 一 正  
上下水道課長 平 井 勝 志  
矢掛病院事務長 稲 田 欽 也  
介護老人保健施設事務長 丹 下 裕 之  
総務防災課長代理 立 川 人 士  
企画財政課財政係長 石 井 亮太郎

総 合 政 策 監 安 部 正 和  
総務防災課長 堀 賢 一  
町 民 課 長 妹 尾 茂 樹  
福祉介護課長 稲 田 由紀子  
建 設 課 長 渡 邊 孝 一  
教 育 課 長 藤 原 徳 忠  
会 計 管 理 者 奥 村 栄 治  
矢 掛 寮 長 西 山 弘 之  
企画財政課長代理 河 上 昌 弘

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第71号 岡山市町村総合事務組合の共同利用する事務の変更及び岡山市町村  
総合事務組合規約の変更について

議案第72号 矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第73号 矢掛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について

議案第74号 矢掛町小児医療費給付条例の一部を改正する条例制定について

議案第75号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定  
について

議案第76号 桃源郷はなしの里憩いの館設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第77号 矢掛町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について

議案第78号 字の区域及び名称変更について

議案第79号 町道の路線認定について

議案第80号 令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）について

議案第81号 令和3年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第82号 令和3年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第83号 令和3年度矢掛町病院事業会計補正予算（第3号）について

議案第84号 令和3年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について

議案第85号 令和3年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第86号 令和3年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）について

~~~~~

午前9時30分 開会

○議長（土田正雄君） 皆さん、おはようございます。

師走に入り、今年も残すところ1か月足らずとなりました。

さて、本日は何かと御多用のところお繰り合わせ御出席をいただき、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和3年第5回矢掛町議会第4回定例会を開会いたします。

なお、病院管理者におかれては、診療業務のため、本定例会を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので、御報告いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

**○議長（土田正雄君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、2番高月敏文君と、3番原田秀史君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（土田正雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日2日から10日までの9日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から10日までの9日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

**○議長（土田正雄君）** 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので、挨拶を兼ね報告していただきます。町長。

**○町長（山野通彦君）** 皆さん、おはようございます。本年も残すところ、後僅かとなりましたが、年の瀬を控え何かと慌ただしい中、本日は、令和3年第5回矢掛町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私御多忙の中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

本年最後の定例会ということで、少し時間をいただきまして所感を述べさせていただきたいと存じます。

2021年も昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応、対策に終始した1年であったかと思えます。現在は、全国的にも、基本的な感染対策を守る人が多い状況で、またワクチン接種が、7月以降に一気に進み、急激な感染数の減少につながっております。医療現場で御尽力いただいている医療従事者やその関係者の皆様には、心から感謝とお礼を申し上げたいと思います。

また後ほど、町長報告でも御報告を申し上げますが、ワクチンの追加接種——3回目の接種の実施につきましては、鋭意進めております。町民の皆様には引き続き、気を緩めることなく、マスクの着用や手洗いの実践を継続していただくとともに、自分や周りの方々の命やふるさとを守る行動をとって

たきますよう、御協力をお願いをいたします。

そして、今年の夏には、東京オリンピック・パラリンピックが行われ、日本選手の活躍姿は多くの人に、勇気と感動を与えました。来年の北京冬季オリンピックや3年後のパリオリンピックでも、更なる選手の活躍を期待しております。

また、世界に目を向けますと、原油価格が高騰し、世界の石油消費量の半分を占めるアメリカ合衆国や日本などの6か国が協調し、石油備蓄の放出に踏み切り、今後は、産油国と消費国との駆け引きが激化する状況であります。新型コロナウイルスの感染拡大で打撃を受けてきた低所得者層や飲食観光分野など、中小企業者への影響が懸念され、今後の政府の対応等十分注意してまいりたいと存じます。

そして、国内では、先月10日に第二次岸田内閣が発足し、新たな経済対策。4つの柱として、新型コロナウイルスの感染拡大防止やウィズコロナの下での経済は、経済社会活動の再開と次への備え。未来社会を切り開く新しい資本主義の起動。そしてまた、防災減災、国土強靱化の推進を掲げております。

町といたしましても、国からの新しい情報を収集分析しながら、スピード感を持って取り組んでまいり所存でございます。

また今年度は、私が町長として就任してから、子育て支援や企業誘致などの少子化・定住対策の実施。観光事業では、町並み整備や賑わいのまちづくりなど、笑顔あふれるまちづくりを実現するために進めてまいりましたものの集大成の年であります。

議員の皆様にはそれぞれのお立場で、引き続き、格別の御支援・御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、今回の定例会で御審議いただきます案件は、岡山市町村総合事務組合規約の変更が1件。条例の一部改正及び新規制定について、6件。字の区域及び名称変更について、1件。町道の路線認定について、1件。補正予算について、7件の計16件でございます。どうか適切な御決定を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。なお、本定例会におきましては、一般質問をお受けいたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

引き続きまして、報告事項を申しあげます。

報告事項第1号、新型コロナウイルスワクチンの追加接種について、御報告申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、11月22日現在で、12歳以上の接種対象者の87パーセントを超える方が接種を終了しており、接種を希望する人への接種がおおむね完了しております。87パーセントであります。なお、今後誕生日を迎えられる12歳の子どもたちにつきましては、引き続き、矢掛病院でワクチンを接種できる体制を取っておりますので、接種を希望される場合は、接種券到着後に矢掛病院で予約を取っていただき、保護者同伴で接種いただきますようお願いいたします。

次に、3回目の接種について、現時点での御報告をさせていただきます。

テレビや新聞報道などで御存じかと思いますが、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種が、今月——つまり12月から始まっております。3回目の接種は、ワクチンの予防効果を高めることを目的とした接種でございます。接種の対象者は、2回目の接種から、原則8か月以上経過した18歳以上の方であります。

具体的には、今年4月に2回目の接種を終えた医療従事者の方、約50人程度が、まず、今月の3回目接種の対象になります。町民の皆さんは、ほとんどの方が6月以降に2回目の接種を終えられていますので、本格的なワクチン接種は、2月以降となる予定でございます。

3回目のワクチン接種は、町内の医療機関でのワクチン接種体制が充実してきたことを受けて、町内の医療機関での個別接種を中心に集団接種がそれを補う形で実施いたします。つまり、前回の1、2回とは逆の立場になっております。町民の皆様には、接種券の発送時期や予約の方法など、今後、町から発信される情報に十分注意していただき、ワクチンの予防効果を高め、感染を予防し、自分の命だけではなく家族や職場の同僚、地域の方の命を守ることにもつながりますので、接種可能な方は必ず3回目の接種を受けていただきますよう、よろしくお願いをいたします。なお、新型コロナウイルスの変異株として、新たにオミクロン株の陽性が国内でも確認され、政府は水際対策と感染予防に全力を上げるよう、関係閣僚に指示したとのことでございます。ワクチン接種が進んだこともあり、感染者数も減少にありましたが、これで気を抜かず、町民の皆様には引き続き、基本的な感染予防対策を徹底いただくよう、よろしくお願いをいたします。

報告第2号、矢掛町農業ビジョンの策定について、御報告申し上げます。

お手許に配付しております冊子を御覧いただきたいと存じます。本町の農業が将来目指す姿を考え、その実現について取り組む施策の方向性について、令和4年度から令和8年度までの5年を期間として、新たに、矢掛町農業ビジョンを策定したものでございます。策定に当たりましては、さまざまな立場の有識者から意見を求めるため、昨年10月に策定検討委員会を設置しました。

会議は、私自らが座長となり、矢掛町の農業委員会、認定農業者協議会、集落営農法人、新規就農者、自治協議会の代表者を中心に、関係支援機関である農林水産省中国四国農政局及び岡山県、そして、JAにもオブザーバーとして御参加いただき、積極的な御意見をいただいたところでございます。1年間掛けて合計6回の会議を開催し、議論を積み重ねた内容を基に素案を作成し、パブリックコメントを経て、このたび策定したものでございます。

お手許の冊子を御覧いただくことで、詳細な内容説明につきましては割愛をさせていただきますが、概要といたしましては、農業の振興で賑わうまちづくりを進めるため、一．農業・農村の多面的機能維持と二．儲ける農業の実現を基本目標として、その達成に向け、まず1番として、意欲のある農業者へ農地を集積・集約する。2番目は、担い手の確保・育成。3番目は、高収益作物への転換に取り組むことを基本方針としてまとめております。なかなか、維持型農業の方は、自己資金でやるという、国や県の助成なんていうのは、先ほど言った目標に向かっておるところへ補助していくという明らかなこともこの会議でわかってまいりました。

今後は、このビジョンを基に、本町における農業の振興で賑わうまちづくりを、一層推進してまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をいただきますよう、お願い申し上げます。なお、ビジョン策定に御尽力いただきました委員、関係機関の方々に対しまして、感謝申し上げます。

報告第3号、広域農道宇内美星線、全面通行止めについて、御報告を申し上げます。

矢掛町宇内地区から、井原市美星町西水砂地区における広域農道宇内美星線において、11月15日より、広範囲にわたり小規模な落石が断続的に発生しております。これに伴い、同日夜、安全確保のために全面通行止めの措置を講じています。

復旧につきましては、落石原因の調査、設計、応急工事の実施について、おおむね6か月程度を見込んでおり、令和4年5月末頃まで全面通行止めを継続いたします。

町民の皆様には、長期間にわたり不便をお掛けいたしますが、通行止め期間中は迂回路を御利用いただき、災害防止の観点から御理解と御協力をよろしくお願いをいたします。

報告第4号、成人式の開催について、御報告申し上げます。

大人としての新しい人生の門出を祝福いたします新成人を対象とした成人式を、令和4年1月9日曜日午前10時から、やかげ文化センターで開催いたします。新成人の該当者は、男性56名、女性57名の計113名でございます。

成人式の実施にあたりましては、新成人が成人式実行委員会を立ち上げ、新しい生活様式を踏まえた上で、式の厳粛さを大切に企画立案及び当日の式の運営進行を行います。

議員の皆様には、新春早々、御多忙の時期とは存じますが、お繰り合わせの上御出席くださいますよう、よろしくお願いをいたします。

報告第5号、出初式の開催について、御報告申し上げます。

新春の恒例行事であります、矢掛町消防出初式を来年1月23日日曜日午前9時から、やかげ文化センターホールにおいて挙行いたします。この出初式では、消防殉職者に対します黙祷、新入団員への辞令交付を始め、消防業務に功労のあった団員の方々への表彰状の贈呈などを行うことにしております。なお、本式典や関連行事は、新型コロナウイルス感染症対策として、人数など規模を縮小して行います。また、例年実施しておりました、各地区学校の鼓笛隊による市中パレードは実施を見送る予定でございます。弦橋上流の河川敷におきまして、樽出し・くす玉割りの競技は行われる予定となっております。昨今の状況を鑑み、規模を縮小しての開催に御理解を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

また、消防団におかれましては、年末夜警を含む年末年始の団活動について、現在の感染拡大の状況を考慮し、実施の可否、更には規模も含めて慎重に検討されていますので、お知らせしておきます。

報告第6号、天童よしみコンサート“Go Home あなたの大切な街へ”の開催について、御報告申し上げます。

お手許に配付いたしておりますパンフレットを御覧いただきたいと存じますが、来年2月11日金曜日、建国記念日に、やかげ文化センターホールにおきまして、天童よしみコンサートを開催いたします。コンサートは、1日2回公演で、1回目は12時30分から、2回目は16時30分から開演いたします。

デビュー50周年を迎え、日本を代表する演歌歌手の天童よしみさんが、圧倒的な歌唱力で、新曲はもちろんのこと、心に染みる名曲の数々をお届けいたします。

チケットは、全席指定5,000円で、11月16日から好評発売中でございます。

町民、議員の皆様におかれましては、御家族、御友人をお誘い合わせの上、御来場くださいますよう、御案内を申し上げます。

報告第7号、矢掛宿重伝建選定記念 矢掛町民マラソン大会の開催について、御報告申し上げます。

例年開催しております、矢掛本陣マラソン全国大会は、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが不明瞭な状況で、全国各地からランナーをお迎えすることは難しいと考え、今年度は重伝建選定記念として、矢掛町民マラソン大会を来年2月20日日曜日午前9時から、旧矢掛商業高校跡地をメイン会場に矢掛商店街をコースとして開催いたします。

例年の本陣マラソンとは内容も大幅に変更し、参加対象者を町内在住・在勤・在学の方とし、旧矢掛商業高校をスタート・ゴールとした5キロメートルコースと2.5キロメートルコースの2コース10部門を設け、無電柱化による美しい街並みの中でランナーの健脚を競います。また、大会当日は町家交流館で日曜朝市を、井原線矢掛駅で井原線DE得得市を開催し、大会を盛り上げます。

議員の皆様には、御多忙の時期とは存じますが、お繰り合わせの上御出席いただき、ランナーへの御声援を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

報告第8号、ふれあいのつどいの開催について、御報告申し上げます。

お手許に配付しておりますパンフレットを御覧いただきたいと存じますが、ふれあい会館の講座生による成果発表と人権啓発の一環として、来年2月26日土曜日、やかげ文化センターにおきまして、ふれあいのつどいを開催いたします。午前11時から講座生の作品展示、午後1時から舞台発表を行った後、午後2時から講師として稲田尚久先生をお招きし、怒りで後悔しない生き方と題しまして、講演会を開催いたします。

御自身の体験に基づいた、怒りの感情を上手くコントロールする方法をお話しいたします。当日は、手話通訳と要約筆記を用意しておりますので、聴覚障害をお持ちの方も、ぜひ御来場いただきたいと思っております。なお、入場料は無料ですので、お誘い合わせの上、御来場ください。

議員の皆様には、講座生の発表と併せまして、御聴講いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

最後、報告第9号、“THE CROSSOVER ～川井郁子・和楽器オーケストラあいおいコンサート～”の開催について、御報告申し上げます。

お手許に配付いたしておりますパンフレットを御覧いただきたいと存じますが、来年3月21日月曜日、春分の日15時から、やかげ文化センターホールにおきまして、世界的ヴァイオリニストの川井郁子さんと和楽器オーケストラあいおいのコンサートを開催いたします。

名器ストラディヴァリウスで奏でる川井郁子さんのヴァイオリンの演奏と和楽器オーケストラあいおいの壮大な演奏により、クラシックの名曲からビッグバンド・ジャズ作品まで、心ゆくまでお楽しみいただけます。

チケットは、全席指定一般3,500円、高校生以下2,000円で、12月1日から発売中でございます。

町民、議員の皆様におかれましては、御家族・御友人をお誘い合わせの上、御来場くださいますようお願い申し上げます。

以上、報告9件でございました。

**○議長（土田正雄君）** 町長からの報告が終わりました。

次に、議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、お手許の一覧表を御覧いただきたいと思います。

また、監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、各自御検討をお願いいたします。

さらに、請願・陳情の提出がありましたので、請願・陳情文書配付表のとおり配付いたしておりますから、御覧ください。

また、議員派遣報告一覧表も配付しておりますので、併せて御覧ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第4 議案第71号 岡山市町村総合事務組合の共同利用する事務の変更及び岡山市町村総合事務組合規約の変更について

議案第72号 矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第 7 3 号 矢掛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について  
議案第 7 4 号 矢掛町小児医療費給付条例の一部を改正する条例制定について  
議案第 7 5 号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第 7 6 号 桃源郷はなしの里憩いの館設置条例の一部を改正する条例制定について  
議案第 7 7 号 矢掛町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について  
議案第 7 8 号 字の区域及び名称変更について  
議案第 7 9 号 町道の路線認定について  
議案第 8 0 号 令和 3 年度矢掛町一般会計補正予算（第 5 号）について  
議案第 8 1 号 令和 3 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について  
議案第 8 2 号 令和 3 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について  
議案第 8 3 号 令和 3 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 3 号）について  
議案第 8 4 号 令和 3 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）について  
議案第 8 5 号 令和 3 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 1 号）について  
議案第 8 6 号 令和 3 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

**○議長（土田正雄君）** 日程第 4，議案第 7 1 号の組合規約の変更案件 1 件，議案第 7 2 号から議案第 7 7 号までの条例改正・制定案件 6 件，議案第 7 8 号，字の区域及び名称変更について 1 件，議案第 7 9 号，町道の路線認定について 1 件，議案第 8 0 号から議案第 8 6 号までの補正予算案件 7 件の計 1 6 件を一括議題といたします。それぞれ提案理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。町長。

**○町長（山野通彦君）** 日程第 4，それでは，議案第 7 1 号，岡山市町村総合事務組合の共同利用する事務の変更及び岡山市町村総合事務組合規約の変更について，提案理由を申し上げます。

地方公務員等共済組合法の改正により，令和 4 年 1 0 月 1 日から岡山市町村職員共済組合の組合員とされる者について，岡山市町村職員総合事務組合の福利厚生増進に関する事務の適用対象とするため，共同処理する事務を変更し，規約を変更する必要がありますので，地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づきまして，この議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては，総務防災課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

続きまして，議案第 7 2 号から議案第 7 7 号につきまして，提案理由を御説明申し上げます。

議案第 7 2 号から議案第 7 6 号までにつきましては，条例の一部改正に関するもの，議案第 7 7 号につきましては，条例の新規制定に関するものでございます。いずれも，地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものでございます。

まず，議案第 7 2 号，矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律が公布され，国民健康保険税の改正部分について，未就学児に係る被保険者均等割を減額し，その減額相当額を公費により措置を行うものでございます。

詳細につきましては，町民課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

次に，議案第 7 3 号，矢掛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，行政手続における押印廃止に向けた取組が進められる中で，本町においても行政手続の簡素化を図るため，所要の整備を行うものでございます。



詳細につきましては、町民課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第74号、矢掛町小児医療費給付条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、小児医療費の給付対象年齢を18歳までとしている受給者の特例措置を、令和6年度まで3年間延長するものでございます。

詳細につきましては、健康子育て課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第75号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者等への傷病手当金の支給適用期間を令和4年3月31日まで延長するものでございます。

詳細につきましては、健康子育て課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第76号、桃源郷はなしの里憩いの館設置条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、内容といたしましては、美川羽無地区に設置しております地域振興施設、桃源郷はなしの里憩いの館につきまして、この施設の指定管理者である住民団体、桃源郷はなしの里が、新たにキャンプサイトを整備し、キャンプ場の貸出事業を開始するにあたり、設置施設の追加及び使用料金の設定を行うものであります。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第77号、矢掛町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定についてでございますが、この条例は、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画に基づき、矢掛町過疎地域における固定資産税の課税免除を行うものでございます。

詳細につきましては、町民課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第78号、字の区域及び名称変更について、提案理由を御説明申し上げます。

平成27年度から実施しております、県営中山間地域農業農村総合整備事業——ほ場整備ですね。中川地区の江良工区並びに三谷地区原工区については、面的整備が完了し、換地業務を実施しております。これに伴いまして、事業区域におきます字の区域及び名称を変更する必要が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものであります。

詳細につきましては、建設課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第79号、町道の路線認定について、提案理由を御説明申し上げます。

これは、町道の認定にあたり、道路法第8条第2項の規定に基づきまして、この議会に提出し、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第80号から議案第86号までの各会計の補正予算について、提案理由を申し上げます。なお、議案第80号から議案第82号までの一般会計補正予算及び各特別会計補正予算につきましては、地方自治法第218条第1項の規定、議案第83号から議案第86号までの矢掛町病院事業会計、矢掛町介護老人保健施設事業会計、矢掛町水道事業会計及び矢掛町下水道事業会計の補正予算につきましては、地方公営企業法第24条第2項の規定に基づきまして、提出させていただくものでございます。

まず、議案第80号、令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、今回の補正額は、3億2,500万円で補正後の予算総額は、92億6,100万円となります。

内容につきましては、お手許に配付いたしております補正予算の概要を御覧いただきたいと思います。まず、新型コロナ対策の主なものとしましては、衛生費へ、町長報告の中で御説明申し上げました新型

コロナウイルスワクチンの3回目接種に必要な経費を、そしてまた、民生費へは、コロナ禍における子育て支援策のうち、国により先行して実施することとされております、高校生までの子ども1人あたり5万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金の支給に必要な経費を、それぞれ計上しております。また、本年度ふるさと納税への取組みを見直したことにより、大幅に増加しております、ふるさと納税寄附金につきまして、歳入予算へ寄附金として6,000万円を、総務費へ返礼品等に要する経費を、諸支出金へ基金積立金をそれぞれ計上いたしております。さらに、現在実施中の事業につきましても、総務費の防災対策事業、農林水産業費の農業水路等長寿命化・防災減災事業の増額など、事業実施により見込まれる不足分の計上や事業費の調整を計上いたしておりますほか、衛生費へ、過疎地域等における中核病院への交付税措置が拡充されることに伴い、矢掛病院への繰出金の増額を計上しております。

詳細につきましては、企画財政課長、課長代理が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第81号、令和3年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1,100万円を増額し、補正後の歳入歳出総額を16億9,300万円とするものでございます。

主な内容といたしましては、人件費の調整、令和2年度事業の実績確定に伴う精算に伴うもの、病院事業会計への繰出金でございます。

詳細につきましては、健康子育て課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第82号、令和3年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正額は、保険事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ2,700万円を追加し、補正後の総額を20億1,300万円とするものでございます。サービス事業勘定につきましては、歳入歳出の増減はございません。予算の組替えのみで、予算総額は1,300万円でございます。

主な内容といたしましては、保険事業勘定の歳出で、人件費の調整のほか、保険給付費及び地域支援事業費の実績見込みに伴う補正でございます。歳入では、令和2年度の決算に伴う精算及び保険給付費、地域支援事業費に係る国、県、町及び支払基金の補正でございます。サービス事業勘定では、人件費の調整でございます。

詳細につきましては、福祉介護課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第83号、令和3年度矢掛町病院事業会計補正予算（第3号）についてでございますが、主な内容といたしましては、収益的収支におきまして、収入は県などからの補助金及び交付税増額に伴う町からの繰入金の増3,000万円を、支出は材料費や光熱水費などの実績見込みによる増1,740万円を計上しております。そして、収支の過不足額を調整した結果、収入・支出同額の収支均衡予算を計上いたしております。

また、資本金収入につきましては、医療機械の購入等の財源として、町の国保会計からの収入を予定し、1,200万円増額し、補正予算として調整いたしております。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第84号、令和3年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正額は、収益的収入では、収入総額を3,500万円増額し、補正後の予算額を3億6,500万円で、収益的支出では、支出総額を2,500万円増額し、補正後の予算額を3億2,500万円で調整し、収支差引4,000万円の純利益を計上する予算編成となっております。

主な内容につきましては、事業精査に伴う収入の増額と人件費、材料費及び経費の増額でございます。

また、資本的収支では、支出総額を 250 万円減額し、補正後予算額を 5,030 万円とするもので、主な内容としたしましては、改良整備費の減額補正でございます。

詳細につきましては、介護老人保健施設事務長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第 85 号、令和 3 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、今回の補正額は、収益的収入では、収入総額を 600 万円増額し、補正後の予算額を 3 億 6,400 万円で、収益的支出では、支出総額を 1,100 万円減額し、補正後予算額を 3 億 2,200 万円で調整し、収支差引 4,200 万円の純利益を計上する予算編成となっております。主な内容としたしましては、退職給付引当金及び職員給与費の調整でございます。

また、資本的収支では、支出総額を 100 万円減額し、補正後予算額を 6 億 2,100 万円とするもので、主な内容としたしまして、職員給与費の調整でございます。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第 86 号、令和 3 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、今回の補正額は、収益的収入では、収入総額を 400 万円増額し、補正後予算額を 7 億 4,500 万円で、収益的支出では、支出総額を 400 万円増額し、補正後の予算額を 7 億 4,500 万円で調整し、収支均衡の予算編成となっております。

主な内容としたしまして、退職給付引当金の積み増しと職員給与費の調整及び納付消費税額の増額などでございます。

また、資本的収支では、収入総額を 400 万円増額し、補正後予算額を 7 億 9,000 万円で、支出総額を 100 万円増額し、補正後予算額を 10 億 7,200 万円とするもので、主な内容としたしましては、職員給与費の調整でございます。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上が、議案第 71 号から議案第 86 号までの提案理由及び説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（土田正雄君） 次に、議案の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長（堀 賢一君） 〔議案第 71 号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 町民課長。

○町民課長（妹尾茂樹君） 〔議案第 72 号・議案第 73 号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 健康子育て課長。

○健康子育て課長（小川公一君） 〔議案第 74 号・議案第 75 号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） 〔議案第 76 号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 町民課長。

○町民課長（妹尾茂樹君） 〔議案第 77 号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊孝一君） 〔議案第 78 号・議案第 79 号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） お諮りいたします。説明の途中ですが、ここで 15 分程度休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、10時55分まで休憩いたします。休憩。

午前10時37分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（土田正雄君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） 〔議案第80号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 企画財政課長代理。

○企画財政課長代理（河上昌弘君） 〔議案第80号事項別明細について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 健康子育て課長。

○健康子育て課長（小川公一君） 〔議案第81号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（稲田由紀子君） 〔議案第82号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 病院事務長。

○矢掛病院事務長（稲田欽也君） 〔議案第83号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 介護老人保健施設事務長。

○介護老人保健施設事務長（丹下裕之君） 〔議案第84号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平井勝志君） 〔議案第85号・議案第86号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 町長から提案理由の説明並びに担当課長等からの説明が終わりました。

~~~~~

○議長（土田正雄君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議は明日の午前9時30分から再開したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、明日の午前9時30分から再開することに決しました。それでは、これにて散会いたします。皆さん御苦労さまでした。

午前11時40分 散会

令和3年第5回矢掛町議会第4回定例会（第2号）

1. 会議招集日時 令和3年12月3日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（散会） 午後 1時11分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	花 川 大 志	出	8	川 上 淳 司	出
9	浅 野 毅	出	10	土 田 正 雄	出
11	山 野 豊 久	出	12		

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長 山 野 通 彦  
教 育 長 嶋 山 英 二  
企画財政課長 松 嶋 良 治  
健康子育て課長 小 川 公 一  
産業観光課長 妹 尾 一 正  
上下水道課長 平 井 勝 志  
矢掛病院事務長 稲 田 欽 也  
介護老人保健施設事務長 丹 下 裕 之  
総務防災課長代理 立 川 人 士  
企画財政課財政係長 石 井 亮太郎

総 合 政 策 監 安 部 正 和  
総務防災課長 堀 賢 一  
町 民 課 長 妹 尾 茂 樹  
福祉介護課長 稲 田 由紀子  
建 設 課 長 渡 邊 孝 一  
教 育 課 長 藤 原 徳 忠  
会 計 管 理 者 奥 村 栄 治  
矢 掛 寮 長 西 山 弘 之  
企画財政課長代理 河 上 昌 弘

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 一般質問 7番, 1番, 5番, 9番, 8番, 11番

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（土田正雄君） 皆さん、おはようございます。昨日の会議に引き続き、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 一般質問 7番, 1番, 5番, 9番, 8番, 11番

**○議長（土田正雄君）** 日程第1, 一般質問を行います。

お手許に一般質問の一覧表を配付しておりますが、今回の一般質問は6名の方々であります。質問の順序は、通告の順といたします。

まず、7番花川大志君、お願いします。7番, 花川君。

**○7番（花川大志君）** 議席7番, 花川でございます。通告事項, 生きがいづくり・健康な体づくりを行う支援事業である, 地域ミニデイサービスの円滑な運営をサポートするべく, さまざまな仕組みの整備改善の必要性について, 行政としての見解をお聞きしたく, 現況を確認の上, 認識を共有し, 提案を交えながら, 質問を進めさせていただきたく思いますのでよろしく願いいたします。

介護保険総合事業のメニューにおける通所型サービスである地域ミニデイサービスは, 本町では平成27年度に取り組み, 平成29年には三谷ふれ愛の会さんがモデル事業として, 町内で最初に立ち上げられ, 以後, 矢掛オアシスさん, 小田こうど愛あいさん, あすみる川面さんと, 現在町内各地区に4団体が設立されております。

各団体は, それぞれの地区住民が主体となって運営に携わり, 利用者としては, 主に65歳以上のお元気な方を始め, 介護度要支援1・2までの全国共通の基本チェックリストに該当する方々を対象に, 御高齢者の集いの場として, そして, 心身ともに健康年齢を延ばしていく拠点として, 地域住民同士で支え, 支えられるよりどころとなっているわけであります。

とにかく, 引きこもりを解消し, 通い, 集い, 語らい, 笑い合う。そして, 100歳体操やレクリエーション, お昼の会食などなど, 毎週決まった日に地域の皆でこれらに取り組む事によって, 健康を維持し, 地域の和を広げていこうという大変有意義な事業であると承知しております。

本町の第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を見ましても, その理念として“高齢者の自立支援や尊厳の保持, また, 老後の安心を社会全体で支える”とあり, 正にこの事業はこの理念に合致し, ベースとなる取組であると私は考えております。

コロナ禍の閉塞した社会状況にあって, 町民参加, 町民主体の生きがい作りに, 地域住民のボランティアがあつてこそ成り立つこの事業は, 文字通りあらゆる人の社会福祉参加事業といえるのではないかなと思うわけであります。

こういった現況に鑑みれば, 町が推奨されているとおり, 町内全地区にこの地域ミニデイサービスが立ち上げられることが望ましいと思う訳ですけれども, あらためて, この事業の趣旨を解説いただいた上で, 現在の進捗状況と今後の展望について, 担当課の御見解をお聞きしたいので, 御答弁をお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 福祉介護課長。

**○福祉介護課長（稲田由紀子君）** 7番, 花川議員の御質問, 地域ミニデイサービスの円滑な運営をサ

ポートするべくさまざまな仕組みの整備・改善の必要性について、福祉介護課からお答えいたします。

まず、事業の趣旨というところでございますが、この地域ミニデイサービス事業は、高齢者等が住民主体で活動する場に通い、地域住民と交流を持つことで社会的孤立を防止し、生きがいつくり、健康の保持増進を図り、要介護状態になることを予防又は要支援状態を軽減するとともに、地域における自立した日常生活を支援することを目的としている事業でございます。

それでは、質問の現在の進捗状況というところでございますが、先ほど花川議員が言われましたとおり、平成29年度に三谷地区で開始され、平成30年度には矢掛地区、令和2年度には小田地区、そして今年度、川面地区で開始され、町内では4地区で実施されています。

今後の展望につきましては、先ほど申し上げましたように、この趣旨にのっとり、高齢者の生きがいつくり、健康の保持増進、要介護状態の予防に非常に重要であり、各地区で実施することを目標としております。

担当課といたしましては、町民主体で実施できるよう、未実施地区に対して活動団体立ち上げのサポートをしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 花川君。

**○7番（花川大志君）** 御答弁からいたしますと、担当課としては、更なる地域ミニデイサービス設置の進展を推し進めていかれるものと理解いたしました。この御見解は、我々町民にとって、大変ありがたい事業運営の指針であり、この事業をもって、やさしく、かいてきで、げんきなまちの実現を、住民と行政が一体となって取り組むまちづくりになることを願うわけであります。

その町民にとって有為な事業も、開始から7年を経た現在、御説明にもありましたが、町内7地区における進捗率は57パーセントであり、担当課長の御答弁からすると、時を置かず全地区に立ち上げられる事が望まれるわけですが、この事業は各地区、地域住民が主体となって設置に携わるという立て付けだけに、これは容易にはいかないものと担当課の御苦勞を察する訳であります。

一方、岡山県内における地域ミニデイサービス設置の実態を調べてみますと、そもそも、この事業に取り組んでいない自治体もある中で、あくまで本町における7地区という地区単位での進捗率ですが、この57パーセントという数字はトップクラスの数字であり、担当課として恒常的に団体設置の働き掛けを町内各地区に行なって来られた成果だと、私は評価したいと思います。

そうした調査の中で、未設置地区の組織立ち上げに意識ある方。そして、既存の団体のボランティアスタッフさんから、ある共通の問題点について、お話を伺うことができました。それは、利用者の送り迎えに関すること。特に、送迎車両についての運用上のお困りごとです。

未設置の地区においては、団体の立ち上げを進める上で、ボランティアスタッフの募集、特に通所付添いサービス、いわゆる利用者の送迎業務に対する運転手の確保や車両の問題など、実施の段階に至るまでさまざまな課題、懸念事項があり、この事が立ち上げの一つのハードルとなっている現状があるということでもあります。

また、既存団体は、4団体のうち2団体が送迎車両を民間レンタカー会社で賄っており、毎週の借受けごとに諸手続きを行わなければならない、煩雑さゆえに過重の労力と気疲れがあるとのことでありました。

さらに、町内全域の利用者を対象にしている団体は、送迎の範囲が広いので、早く出発したくてもレンタカー業者の営業時間の制約を受け、貸出し時間が出発時間に間に合わないという場合もあり、運用



面でも御不便をかこっていた実態があります。

もっとも、町はこのレンタカー借上げに関しては、その経費を担保するに十分な補助金を充当されており、各団体ともこういった財務面での問題は全くなく、それはそれで、大変有り難い措置ではあるのですが、手続きや時間的な対応のことなど利用者の送迎業務については、当初から運用面での問題が潜在的に介在していたのではないかと振り返って考えられるわけであります。

課題となるべき理由の一つには、送迎スタッフ、ボランティアスタッフの高齢化があります。いずれの団体も、おおむねボランティアスタッフは、利用者さんと年齢的な隔たりは無く、人様の命をお預かりする送迎業務を担当する事には消極的になります。消極的というよりは、自分自身の年齢を考えると、もし事故を起こしたら人に迷惑を掛けるといった理由で後ずさりせざるを得ない。そういった現状があり、これは当然の成り行きと思われます。

老々介護とまでは言いませんが、送迎については、それに近い実態は、今は無くとも今後は起こり得ます。ボランティアスタッフも毎年お年を召していくわけですから、これは必然です。

ですから、この事業に携わる方々の現状を把握し、現状に即した運用の在り方の改善を行い、こと送迎に関しては少しでもボランティアスタッフの心身の負担がない環境の整備に取り組んでいただきたいと考えます。

もとより、担当課長のこの事業に対するお考えは、全町で設置、運営すべき有意義な事業であるとの認識であったと思いますので、既存の団体は言うに及ばず、未設置の地区での立ち上げを促進する上でも今ある課題への対応を、事業に携わるボランティアは、他人事ではなく自分事として望んでいるわけであります。

その具体的な対応策としての各団体の要望は、町独自でこの事業専用の送迎車両を購入、保持していただきたいというものであります。

簡便な手続きと柔軟な時間的対応、総体的にボランティアスタッフの利便性の向上による精神的負担の軽減を図り、継続性を担保するというものであります。

そこで、担当課にお伺いいたします。まず、今申し上げた通所付添いサービス、つまり利用者さんの送迎業務に関して、ボランティアスタッフが抱える課題、現状を把握しておられるか否か。また、支え合いと善意とで成り立つ、地域ミニデイサービスの安全かつ円滑な運営を期すために、前段の課題への対応策として、この事業専用の送迎車両を保持するという点に関して、担当課としてはどういう御見解をお持ちか。

以上、2点について、再質問として担当課の答弁を求めます。

**○議長（土田正雄君）** 福祉介護課長。

**○福祉介護課長（稲田由紀子君）** 7番、花川議員の再質問、通所付添いサポート事業において、従事するボランティアスタッフの抱える課題等の把握。それから、町で専用車両を保持できないかという2点について、お答えいたします。

まず、ボランティアスタッフの方が抱える課題等の把握についてでございますが、地区によっては、その車両の手配等にちょっと不便であるというような御意見があるということについては、お聞きをしております。

次に、町において専用車両を保持できないかということでございますが、この事業において使用する車両につきましては、岡山県の通所付添いサポート事業にのっとり、町内の社会福祉法人から遊休時間

帯の車両の提供を受けるか、提供がない場合は、リース車両又はレンタル車両を使用するものとなっており、その費用については、基準に基づき町から補助をしております。各団体におかれましては、この制度の中で対応をお願いしたいと考えております。

現在、実施団体のうち2団体は社会福祉法人からの借用车で、残り2団体はレンタル車両を使用されています。通所付添いサポート事業利用者は、各団体3人から6人で、現行の使用状況で対応はできており、専用車両の保持というところまでは、現段階では考えておりません。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 花川君。

**○7番（花川大志君）** ボランティアスタッフの窮状を認識、御理解されている上で、運営上の規制があるので対応が難しいとのことでありました。これは、もっともなことだと私も理解をいたします。

先ほど申しました車両購入については、現行の送迎に関する年額上限である1団体当たり30万円の補助金の減額など、これを留保して対処対策を精査の上、改めて財源及びランニングコストの積算をしていただければ、専用車両を購入して運用したほうが、むしろ、全体の事業コストは下がるのではないかと私は推察するのであります。もっとも、これは、国・県も関連する介護保険制度の中での財源ですから、軽々に机上の計算どおりにいくものではないと十分理解をしております。しかし、送迎車両の問題、これは現状、いずれの団体も改善対応を望んでいる課題なのであります。

課長の御答弁によりますと、2団体だけがこのレンタカーを使っていて、この現状にあるのかというような感じを受けますけれども、そのボランティアスタッフの皆さんが、やはり、こういったことについて、柔軟な対応、円滑な対応、そして、融通性を求めて、やはり、町にこういった車両を保持していただきたいというお考えがあるということ、改めてこの場で伝えておきます。

この送迎車両に関する課題、問題を取り除くことができ得れば、運用上、大変重要な業務である利用者さんの送迎に対する既存団体が抱える負担を円滑に処理できるのみならず、取りも直さず、今後の矢掛町全地区における地域ミニデイサービスの設置を円滑に促進するのではないかと、私は推察するのであります。つまり、決して小さな問題ではないのです。

この問題と関連並行して、コロナ禍がもたらしたもう一つの運用上の課題があります。それは会場の問題です。

各団体は、主な会場として、地区公民館を利用しています。利用者の方々が全て、開催日に出席された場合、ボランティアスタッフも含めれば、公民館の広いホールも過密状態となり、安心安全のうちにデイサービスを開催するに十分な広さがあるとは言えません。こういった状況下、ボランティアスタッフは、管理衛生について、人数制限等々さまざまな工夫と努力を重ねて運営を続けておられます。

コロナ禍が収まれば、こういったことも解消されるのでありましようが、それらへの対応の上に、送迎の課題も重なっており、ボランティアスタッフも少なからず神経を使っておられます。

あくまで理想の域を出ませんが、コロナ禍の今、四半期に一回程度、会場を農村改善センターの大ホールで、全ての団体を一堂に会してレクリエーションを行う。こういった取組が実施可能でしたら、ボランティアスタッフも心置きなく、三密回避等々対応を気にせず、100歳体操やレクリエーションを実施できるでしょうし、利用者さんもボランティアスタッフも、みんなに良い新陳代謝になるのではないかと私は想像するのです。

できるかできないかは別儀の問題として、運用は、あらゆる観点から図っていくべきではないかと私

は、一町民として常々思うのであります。

関連がないと思われるかもしれませんが、今後増えていくであろう利用者さんの送迎業務については、こういった事柄と複雑に絡み合って、ボランティアスタッフの気持ちの問題として、全体にのし掛かってくると私は推察するのです。車両の問題は、その解決の一步だと私は考えます。

そこで、山野町政の高齢者福祉並びに介護保険事業に対する取組の基本的な指針である、その1、地域包括ケアシステムの構築、体制整備。その2、高齢者を地域で支える事業の推進。その3、介護予防施策の展開。山野町長は、これらに町民とともに取り組むとされており、地域ミニデイサービスにおける送迎車両問題。また、コロナ禍での会場の問題への提案要望の根拠は、地域ミニデイサービスに置き、現在関わっておられるボランティアスタッフの全てが、当該問題の対処は、町長が掲げられたこれらの指針に当てはまると信じて、共に取り組んでいただきたいと救済を求めていることに由来するのであります。

よって、この際町長に、地域ミニデイサービス事業専用の送迎車両の購入という提案について、執行権者のお立場から御見解の一端をお聞きしたく、答弁を求めます。

**○議長（土田正雄君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 花川議員の御質問にお答えしたいと思います。この今の質問はですね、ちょっと半分は国会で話をせんとおえん内容もございますし、いま、非常に複雑な問題でもあります。これ、演説していますとですね、ちょっとかなり長くなるかわかりませんが。私が進めてきた、この高齢者等の歴史はですね。もう、私は16年になります。

最初に取り掛かったのはですね、健康づくりから入った16年前。その当時はですね、介護というのは非常に薄くてですね。医療費がたぐさんいる。国保税が高いんだというブームの時代でありました。一生懸命健康づくりをやってきましたがですね。かなり、矢掛町16年間、国保税を上げずに今日まで来たというのは、行政の努力もありますけれども、町民一人ひとりの健康管理だったろうと。

それからですね、この介護の時代が入ってくる。いま、全くですね、介護の時代なんですよ。総事業費も医療費をはるかに超えて、もう20億近くなる介護給付になってきた。こういう時に、どうやっていけばということで進めてきた状況がありますけれども。その中でですね、大きく変化が起きたということです。

つまり、国のほうも、福祉が国の予算の中で4分の1を占めるようなお金になったので、なかなか、医療、福祉、年金を支えるような時代が難しくなった。その手を打ってきたのは何なのか。最初からですね、要支援は、国の義務であったんですよ。それをですね、数年前から。ここで私は気付いたのは、やはり、この制度は難しいというふうに国は考えたのではないかな。そこで、要支援のほうは、地方へ任すということになったんですよ。介護の中の総合支援事業のほうへやってきたということです。

でも、議員は十分知っておられるので、これは、一般会計事業でなしに介護保険事業の一つと。つまり、もうお金が制約があります。それ以外というのは、お金がありません。つまり、お金を掛ければ介護保険料が上がるという。このバランスになりますので、そこだけよう知っていただきたいというふうに思います。これは国の制度ですね。そういう中で職員も考えました。これがですね、今言われる、総合的にわかれば。

この前ちょっと新聞見たら、たぶん27市町村のうち、笠岡市で、この1か月以内に新聞に出たと思いますが、今11か所目だというふうに、ちょっと見た気がするんですけど。県下でも11か所しか出

来てない。ここの原因が何なのかということをしつかりと頭に置いていただきたい。これが今、議員が質問する背景にあります。なぜ、県下で立ち上げ出来ないのか。これは、正しくですね、これからの話の中は、おたくらは、県下でもトップクラスのモデル事業を実施してもらっておるというふうに思っています。

その前に、町がした7年前。これをモデル事業で始めるというふうに職員から聞いたときにですね、本当にうまくいくのかどうかというのを非常に危惧しました。それが出来ました。すばらしいなというふうに思っても、いろいろ課題があったと思いますけど、その時は地域の方と職員との制度設計の中で始まったというふうに思っています。

そして、矢掛が出来た。

私はちょっと、小田からであります。今の車両問題は、小田が始まった時に、ちょっと私はびっくりしましてですね。車両については、個人の車を借ってやるんだというのを聞きました。いい意味ではすごいなと。地域住民の方がそこまでしてやってくださるというのは、まず、すばらしいということ言いながら、いざ、事故が起きたら誰が責任を持つのか。個人の車ですからね。そこで、ちょっと、いざ、があった時には大変じゃあないのかということ指導してですね。で、そのレンタルの話は、私がしました。そうすると、矢掛町はレンタルはないんだという職員の回答でありました。私は、矢掛のあそこを探しましてですね。あるではないかと、矢掛に、ということを行った中で、小田はレンタルのほうへ移動したのではないかなというふうに思いますけど。

そのへんからですね。やはり今、この前オープン式に行かしてもらったですね、川面のすばらしいスタートを切られたかなと。今まで、オープン式に行ったことはありませんので、本当に御苦労で感謝しなかったという面があります。

そこでですね、今のポイントは、あと残り3地区と、岡山県下で少ないところをセットで考えてもらえば、やはり、その問題はちょっと私のほうへ報告は無いので、7年経って今、4地区は来た。あと3地区まだ残っている。それはなぜなのかということは、まだ私自身、報告もありませんで聞いてないんですけど。

国が、どんどん、どんどん、制度を変えてくる中でですね、非常に職員も苦労してます。その住民のところへ、今の議員みたいに制度を皆知るということは難しいけど、それを説得をしていってるんだろうというふうに思います。その中で、あと3地区と言われますけど、これも当然、課題よね。このまま出来ない、今後出来ないのかということころは考えていなければならないように思っていますけど。

問題は、車両の問題ですね。この問題については、できるだけ皆さんの御質問がですね、参考にさせていただいてですね。どうすればいいなのか。今だけではだめなのか。基本的に今は、国のほうがその二つの方法で、この前、笠岡が1週間か10日した時には福祉車両借ってやるというスタートしてましたね。だから、そのこと自体も、7地区になったときにですね、限界があるのではないかとというふうに思って、小田地区の時には福祉車両の提供の限界とレンタルということがあったんですけど。

きめ細かいところについてはですね、ちょっとこの議会ということになりませんので。担当のほうへですね。しっかり言っていただいて、それを話し合ってますね。これが、町でできる範囲なのか、制度設計を国のほうへ要望しなきゃならないのか。そういうような質問だろうというふうに思います。そういう面では私も、今で成り立つとるという報告を課長しましたが、そういうふうに聞いておったので。それ以上、いま、川面が始まったばあなので、問題等があればですね、具体的なところで協議しなければ

ばならないと思いますし。

町独自でやるということになれば、その制度設計の中でやるわけですから。当然、予算も決まってますし、その範囲の使途を何に使うかということがありますから、そのことだけは、きちっと理解いただいて。議員はわかるというふうに思いますが、住民の方にですね。予算の中身までは、きちっと説明するというの、難しいかもわかりませんが。

ただ、悩みについては解決していきなきゃならないというふうに思ってますので。十分、今日の質問等は、担当課の把握の仕方。さばさばと答えてますから、担当のほうは、ぼっこ悩んだる意識は無いんですね。議員の悩みまでは、何してないかわからんけど。ここについて。

今日、かなりの応援団も来られてますのでですね、そういう心もつかみながら。ほんで、いま、進めようことも何もないので進めようということも言ってますのでですね。そのへんを相互理解しなきゃならないのかなというふうに思っておりますので。

ひとつは、今後のひとつの提案材料。国へする提案材料というのはあるような気がします。

それから皆さん方には、やっぱり与えられた中で。ちょっと議員、無理は駄目なんですよ、無理は。ほんとに、地域によって違うかもわからない。ほんとに、ここの地域は出来たけど、ここの地域は難しいかもわからんというのがあるかもわからない。それが、地域ミニと入っておるのは、町全体と一緒にというのは出来ない所はですね、やっぱり出来る所からというのが、国の手法ではないかなというふうに思います。出来ない所の課題は、またサポートしていきなきゃいけないという性質の事業でありますので。

これはですね、本当にこれから介護になっていく時代。どうやって終末を迎えるかということに対しては、重要な状況ですですのでですね。しっかり分析して、しっかりボランティアしてくださる方とお世話をされる方、このかたちをうまくやっていくべきではないかなと思っております。そういう考え方で、今後の3地区についてもですね、推進の対応について。

それから、福祉車両についてはですね、今言われたことと、多少、職員のことにしましては、今の現状でやれると。それから、制度がそうなつとんだと言われることの中でですね。いや、そうじゃないんじゃないかとこを浮き出しにしてですね。検討していきなきゃならないというふうに思っています。

(12月3日9時28分頃発生した地震に関する情報あり)

ちょっと、回答は以上ですけど。先ほどの地震の件、皆さんおられますので。これは、和歌山県の北部の地震でした。5弱。それが、矢掛町は震度3、先ほどは。震源地は、紀伊水道という情報が入りましたので、この場でちょっと報告させていただいておきます。

以上であります。

**○議長(土田正雄君)** 花川君。

**○7番(花川大志君)** 私の申し上げ方が悪かったのかもしれませんが、もちろん、介護保険制度の中でということ。これは今、町長御答弁いただきましたように、ぜひとも、首長としてですね、国へ要望をいろいろとしていただければ、これはありがたいこととございます。

単町でですね、公用車としてこれを保持できないかと。そういったことも含めてですね、あらゆる対応をいろいろと考えていただければ、これはボランティアスタッフも有り難いのではないかなと思います。

いま、幸いなことに既存の団体の中には、ボランティアスタッフが20名を超えるところが少なくあ

りません。しかし、その方々は、いま私が申し上げたとおり、利用者さんと年齢的な隔たりはほとんどないわけです。ということは、どういうことかということ、その一生懸命、一生懸命ボランティアをされている方も、いずれは支えられる側に移行していく。その時に、ニーズが増えた時に、当然ながら、これは物理的には、送迎対応の方も増えてくることが予想されると。しかし、人口は、だんだん、だんだん減っていきますから、後から入って来られる、支えられる側に、どれぐらいの人が来ていただけるか。

これは、ボランティア、それぞれの会の設立者の方は、恐らく御苦労されたはずでしょう。御苦労された。これは実際、お聞きした話ですけれども、やはり、送迎車両の担当者というのは、なかなか難しいと。ボランティアスタッフの中でも募っても、やっぱり、車両をどこかに、レンタカー会社に借りに行って、また送迎して、そして、また終わったら、送迎をした後、持って帰ること。これは、なかなかしんどいんですよということも聞いた。そのことが、この質問の取っ掛かりでございます。

このことについては、もうほとんど1年掛けて調査したのですけれども、まあ1年経ってしまったわけです。ボランティアスタッフ、いま、送迎の担当者も1歳年を取ってしまわれました。ですから、そういうことも考えれば、このミニデイサービスという事業の継続性ですよ。継続性。やっぱり、これについては、しっかり我々も考えていかなければならない。

その中で、環境整備ができることがあれば、一つずつやっていかないと、いま、一生懸命されてる方が、自分たちの時になったら、全くそういったことを支えてくださる方がいないのかということになれば、これは、やはり残念なことだなと私は感じたわけでございます。

一方、いま、町長お話いただきましたように、私も議会の一員ですから、やはり、介護保険制度の継続的な安定的な保持。それと、その先にある日本のみならず、この自治体の社会保障制度のことについて、これもやっぱり考えていかなければならない。そしたら、やっぱり、この地域ミニデイサービスというものが、趣旨どおりうまく機能していったら、少しでも健康年齢が保持できて、給付がどんどん、どんどん出ていくとそういうことを少しでも抑えることができれば、御高齢者の尊厳と地域の支え合いが、これ、豊かなまちになると思いますので。

そのことだけ申し上げまして、町長からは、担当課としっかり話をせえということでございましたから、今後も担当課といろいろと話をして、しかし、ボランティアスタッフの方にも現状をちゃんと説明した上で、できること。あるいは、どうしてもこれだけはやってくださいということの中の話を進めていこうと思います。そのことをお誓い申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（土田正雄君）** 町長。はい、どうぞ。

**○町長（山野通彦君）** 熱の入れ方で終わられとんですけど。私が思いますのでですね、福祉というのは、やはり、健康人の活動母体と違うんですよ。言葉で言って、継続ということが大事なんで。安定、継続。それと、無理は駄目なんですよ。必ず、無理は駄目です。どちらに対しても。それだから、国のほうもですね、行政も、非常に難しい事業の言葉遣いがあるわけですね。

だから、議員さんが出てこられるといやあ制度設計だろうと思うんですけど。現場の話は、やはり担当課と活動母体との話が大事だと。いま、聞いてみれば、ほとんど情報は町長に上がってませんからね。私は、まあうまくいっているという感じで、感謝しかねえで、職員も褒めよんですけど。今の、悩みが現場にそれだけあるというのが、1年とか言われますとですね。これから職員にもちょっと注意をしてですね。そのへんは、ほとんどわかってない。その点については、両方が、やはり制度設計と行政の役割と。

これは、でも、町の車をそこへ回すというのは、先ほど言いました一般会計と介護保険ということなので、もう混ぜくじゃになってしまう。何でもかんでも。行政はそこらが辛いところがありますので、すね。やはり、十分、制度設計する中で、何ができて何が問題かというのはですね、じっくり話をしていかなきゃなりませんし。

最後に言われましたように、担当にも指示してですね、そういうのをきちっと報告させようというふうに思いますので、一緒に考えてですね。ここはモデルで、岡山県でも矢掛町が、国へ物申せるというような。

私は、ほかの事業も色々やってます。できなかったら、国を変えていくという精神は、いまだ変わりませんが。いくらも国を変えたこともあります。ぜひですね、県下で。というのは、県へ行ってみてですね、なぜ進まんのかということも聞いてみたいと思いますし、それが今、ちょうどいろんなこのうちの問題点が、やはりなかなか進まんような状況となればですね。これは全県下、そしてまた、国の制度。ここへ持っていきける可能性ありますので。そのへんは、よろしくお願ひしたいと思います。

はい、では、ありがとうございました。

**○議長（土田正雄君）** 花川君。

**○7番（花川大志君）** 終わります。

**○議長（土田正雄君）** 続きまして、1番、田中輝夫君、お願いします。1番、田中君。

**○1番（田中輝夫君）** 議席1番、田中輝夫でございます。通告に従い、上下水道と防犯灯について、質問します。

まず、水道関係について。1点目、上水道の凍結と漏水防止対策についてです。今年1月には、寒波による家庭内給水管の凍結による破裂や、送水量を上回る給水量が発生し、高地への加圧給水が不能となり、一部地域で断水が発生しました。その際は、町職員並びに関連事業者の早急な対応並びに他市の応援給水などにより、数日間で対処解消されました。

この冬にも、また寒波が到来する可能性があるもので、家庭内の凍結・漏水防止対策などの啓発はどのように行なっていくのか。見解をお尋ねします。

2点目、下水道事業の維持管理費低減などの取組について。下水道事業は、衛生的な生活環境と公共用水域の水質の改善を目指して、本町では、平成5年から事業を着手し、平成11年に供用開始となりました。平成29年度末には、下水道の管路整備は完了し、平成30年度からは、農業集落排水事業4地区を公共下水に統合しています。

今後、人口減少に伴い、水道事業の有収水量の減少が予測され、下水道の有収水量も同様に減少傾向になると考えられます。このため、これに連動して、使用料収入の減少も見込まれます。下水道施設が整備されても、下水道施設を利用しないと、生活の環境改善、周辺水域の水質保全、建設経費の早期回収の事業目的を達成することができません。

現在の接続戸数、処理区域内の人口に対する普及率、水洗化率や排水量の有収率を鑑みて、今後更なる水洗化率向上並びに維持管理費の低減を目指した取組についての見解をお尋ねします。

**○議長（土田正雄君）** 上下水道課長。

**○上下水道課長（平井勝志君）** 1番、田中議員さんの御質問、水道凍結・漏水防止の啓発と下水道事業の維持管理費低減の取組について、上下水道課からお答えいたします。

まず、1番目の御質問、凍結・漏水防止対策の啓発についてですが、議員さんも御指摘のとおり、昨

今の気象変動により、夏の異常高温、冬の猛烈な寒波など、経験のない異常な気象状況が、頻繁に襲ってくるという時代になっております。

本年1月に到来した猛烈な寒波は、連日、最低気温が氷点下6度を下回る強さで継続したため、家庭内水道管の凍結破裂が850件以上発生するといった、過去に例を見ない被害が発生いたしております。このため、異常な漏水量により、必要となる送水量が増加し、水源からの取水能力を上回るという状況が2日間継続いたしました。そのため、一部地域への加圧送水が不能となり、水压不足や断水が発生したものです。

寒波はいつ来るのか予想できませんが、必ず到来するものと考え、同じ被害を繰り返さないためには、家庭内の凍結・漏水防止対策を徹底していただくことが重要になります。このため、町の広報紙やホームページ、矢掛放送など、さまざまな方法で凍結・漏水防止対策について注意喚起を行っているところであり、こうした平常時での啓発や注意喚起、また、寒波到来前の広報車で町内巡回放送や有線放送などを継続、強化し、再発防止につなげていきたいと考えております。

具体的には、各御家庭での凍結・漏水防止対策の実施方法や止水の方法——水を止める方法。それから、それらの周知徹底。集会所の施設など利用頻度の低い施設につきましては、施設の利用後には、必ず止水栓を閉めるといった行為の徹底。また、普段居住されていない空き家などにつきましては、常時止水栓を閉めておくといったことなどについて、啓発を行っております。

次に、2点目の御質問、水洗化率の向上並びに下水道事業の維持管理費低減を目指した取組についてですが、令和2年度末の下水道接続戸数は3,875戸。水洗化人口は1万212人で、水洗化率は85.5パーセント、普及率は100パーセントでございます。また、料金収入に直接関係する有収水量。こちらは、108万9,844立方メートルで、水洗化率、年間有収水量、料金収入ともに前年度を上回る状況となっております。

しかしながら、水洗化人口につきましては、前年度比19人の減少と、人口減少の影響もあり、下水道事業開始以来、初めて減少となっております。下水道事業では、中長期の経営シミュレーションを行っており、その中では、議員さんの御質問のとおり、近い将来に料金収入の減少が予測されております。このため、料金収入増加への取組といたしまして、水洗化率の向上を図るための未水洗化世帯への個別訪問活動や、水洗化促進の啓発への取組、未収金の収納強化などに努めております。

また、維持管理費低減の取組といたしましては、施設管理の適正化を目指し、各地区に分散して汚水処理をしている農業集落排水処理施設を公共下水道へ統合することで維持管理経費の大幅な削減を図るほか、既存施設の最適管理マネジメント計画によるライフサイクルコストの削減、また、設備更新などの時には高効率機器や省エネ機器の積極的な導入を図るなど、ありとあらゆる機会を捉えて維持管理経費の削減に努めております。

このようなさまざまな取組により、町民の皆様の生活に欠かすことのできない下水道事業を将来に向けて安定的に経営していくことができるように努力しているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 1番、田中君。

**○1番（田中輝夫君）** 水道事業に関して、寒波による破裂などはないことを願っていますが、発生する可能性もあり、先ほどの答弁にもありましたが、さまざまな方法で被害を抑えられるように注意喚起を求めたいと思います。もちろん、我々町民自身も、隣近所同士注意して呼び掛けをしていきたいとい



うふうには思っております。

それで、下水道事業について、再質問させていただきますが、下水道の有収率が令和元年には下がってきておりますが、その有収率向上対策についての考えを伺います。

**○議長（土田正雄君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 重要な事項に対して質問してくださって、心から感謝申し上げます。上水と下水ということです。

上水道については、ある意味では単純でありまして、収入は使用料しかありません。それで水道料が決まってくる。水道料が上げるか上げないかということになれば、やはり経費の節減というのが一番大事になってきますし、先ほど言いました、漏水ですね。ぜひですね、行政の場合は、皆さん質問をされるので、住民から言われたら対応をしていきます。やっぱり家庭内なんですよ。これはやはり、十分な啓発活動やっておったかということについては、多少担当には指示しましたが、反省する面があるというふうに思います。

先般ですね、大災害があった時にですね、お水を倉敷市からもらいました。私はお礼に行きました。そこでまた、水道局長と話ができる機会がありましてですね。いろいろ話をする中で、やはりこの家庭内漏水ということのお話を、あえて、私が質問いたしましたところですね、いま、課長も言っておったようにですね、そういうことの重要さというのは十分認識しておるというふうに思います。

今後ですね、やはり、一人ひとりの家庭の人がですね、この水というものがどういうものなのか。認識してもらう必要がありますと同時にですね、やっぱり、家庭内点検。やっぱり、お金掛かりますので。あるいは、漏水しておったら、もう水道料へかなり転嫁されてわかる。倍になった。三倍になった。そうしたら、それを「軽減してもらえませんか」と言って来られるんですよ。基本的には自己責任というふうになるかと思いますが、事情は十分聞きながらですね、対応しておるという実態なので。いま、こういう機会に皆さん聞かれておりますのでね。家庭内というのは、メーター機見りゃ動いてますからね。それから、これから寒くなりますとですね、ずっと管を大事にするということが大事だというふうに思いますので、しっかりと啓発していきたいと思ひますし、議員も、私らも、それを気を付けなならんと言ってくださってますので、ぜひ、ともに。この体制が大事かなと。

それと、大事なのが2点目の問題ですね。これについてはですね、非常に力を入れてきた。公共下水道って非常にお金が掛かります。この事業自体は、本当は、都市の事業なんですよ。田舎の町村まで来るといのは、もう何十年前にはなかなか計画なかったというふうに思ひますが。どんどん、どんどん先進国になった中でですね、町村下水道ができてきたということでもあります。

これ非常に、財政的にですね、将来心配ないのかというようなことが、もうずっと前から言われてますし、下水道で町村が、財政が危機があるといううわさもあります。

その中で、矢掛町ではですね、早くから下水道を完了させるためにですね。農集排と、そして下水と、そして一般家庭用の三段階の処理でやってきた。

そこでですね、人口減少が入ってくる中で、先ほどありましたけれども、農集排事業。これは非常に、農水省の事業を取り壊して、国交省へつなぐということでもありますので、大変なことでありました。

これは、私ども先ほども言ひました、制度を国のほうへですね、何回も何回もして農水省を説得して、農水の事業をその国交省へつないでいくと。これは大作業でありましたが、私の関わる中でですね、この制度ができたというのが、ひとつあります。

それから、もう一つはくみ取りの問題ですね。岡山県西部衛生施設組合に出ている議員はおわかりだろうと思いますが、あの西部衛生施設組合の中に矢掛町のし尿処理料は1円もありません。なぜ、できたかということになればですね、結局、あそこを脱退してですね。より安くて。あの当時、3,000万納めておったんですけど、今それは、ゼロになってですね。いま、うちは単独で処理をしております。そういうところは、岡山県西部衛生施設組合の議員はよくおわかりだろうというふうに思いますが、ぜひ、知っておいてほしい。

それから、もう一つですね。笠岡市へうちの下水を対応しておるということです。これもかなりのお金が。

うちの、どちらか言やあ処理が余っておる。人口が多いような施設は出来ておったので、その余りを笠岡市の北川から新山から吉田まで行ってると思いますけれど、その分野をうちの下水をしてますので。その幹線管路の経費を全部もらっております。それもですね、ある意味では、遊休——休みの施設になるものを利用してですね、やっておるということがございます。

それから、もう一つは、議員はよくわかるように、会計をよく見てもらえばです。繰出金がすごい。これまあ、お互いが全国展開してですね。必ず町村は、下水で困るということを政治活動、何遍もしてまいりました。見ていただければですね、非常に財政支援が出てきております。それが今でも、会計、1年内の決算の中には出ているというふうに思いますが、そういう諸々の事業の中で今の下水があるということ。ぜひ、この場でありますので、何しておきたい。

そこで、えっと質問されたのなんじゃったかな。

(発言する者あり)

**○町長（山野通彦君）** 下水道の有収率。この件についてはですね、これに関わらず、民間のうちに委員会を立ち上げています。その中で、今の御質問等はですね、毎回毎回、毎年検討をしてですね。御意見いただいたりしてますので、今議員からの提案も踏まえながらですね、しっかりと、これはもう永遠に続くことでありますので、参考にさせていただきながら頑張っていきたいというふうに思っております。ちょっと、具体的にあるんだったら、課長のほうから説明させますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 上下水道課長。

**○上下水道課長（平井勝志君）** 田中議員さんの再質問、下水道の有収率向上対策は？ということで、こちらにお答えいたします。下水道の有収率が下がるのは、マンホールやマス、地下埋設管路からの地下水の流入と誤った接続による雨水排水の混入などが原因として考えられます。

有収率は、下水道事業の効率性を表す数値で、高ければ高いほど効率的な経営が行われているということになります。現在、マンホールや地下埋設管路の劣化調査を行っており、この中で地下水の侵入への対策を行なっているところでございます。

御家庭内の配水管の設備につきましては、下水道接続時や御家庭内排水設備の設定変更時に行います、完了検査。こちらにおいて、目視による管路内検査を行い、雨水が下水に混入しないよう、厳重に確認しているところでございます。また、最近では、下水道の整備当初に設置いたしました樹脂製の公共マスの蓋ですね。こちらが、経年劣化により破損する事例が増加しております。これらも、下水混入の一因となることから、今後、公共マスの蓋についても順次点検を行っていき、有収率の向上に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 1 番，田中君。

**○1 番（田中輝夫君）** 町長と担当課長から答弁をいただきました。下水道事業に関しましては，農業集落排水の公共下水への統合は，処理量の減少が見込まれる中で，処理施設の再構築は，地方全体の維持管理費のコスト削減に有効なことだというふうに思っております。先日，矢掛の浄化センターへ行って見ますと，貯留槽ですかね。増設分もほぼ出来上がっているようなことで，本年度末若しくは次年度開始早々くらいには，運用が開始できるかと思えます。順調に進んでいるというふうなことを見えました。

人口減少社会の到来により，下水道収入の減少や継続的な施設の更新等が必要な状況にありますので，今後も計画的かつ積極的な事業運営を進め，健全な運用ができるように努力を求めます。これで，水道事業の質問は終わります。

次に，防犯灯の設置について，お尋ねします。防犯灯は，交通事故や犯罪の未然防止などの目的で，町内会や自治会，防犯組合などの地域が設置し，維持管理する照明灯で，町民の安心安全を図る上で，大きな役割を果たしています。

従来の防犯灯は蛍光灯でしたが，LED電灯だと電気料金が安だけでなく，明るく，寿命が長い。維持管理を行う町内会の負担も減ることが期待され，切り替えられていました。

本町は，他の市町村よりいち早く，平成22年度頃だったと思いますが，町内全地区に対して，防犯灯のLED電灯への切り替えを進め，最終，平成28年，29年くらいで完了していると思います。

しかし，その時点では，まだ設置して新しく，交換しなかった防犯灯が，近年になって経年劣化，老朽化したものもあります。また，新築をした付近や通学路に新しく防犯灯を設置したいというふうなことを聞いています。

本町は，各地区防犯組合に毎年一定額の補助金を助成していますが，そこでお尋ねします。現在の防犯灯の設置状況。それと，毎年，交換・新設の要望推移。新たに専用柱を立て，防犯灯設置する場合は，どこまでが補助対象になるのか。防犯灯設置に対する本町の見解をお尋ねします。

**○議長（土田正雄君）** 町民課長。

**○町民課長（妹尾茂樹君）** 1 番，田中議員の御質問，防犯灯の設置について町民課からお答えさせていただきます。

まず，町民課で把握しております防犯灯の設置状況につきましては，自治会や町内会からの要望により設置したLED防犯灯が，町内に1,655 か所ございます。

それから，2 点目の御質問ですが，毎年，交換・新設の状況でございます。新設につきましては，分譲住宅などにより，新たに設置された町内会等からの防犯灯の要望がございましたら，町で設置しておりますが，交換については行なっておりません。また，新たに専用柱を立てて設置する場合の補助でございますが，このような補助事業も現在ございません。

矢掛町が事業実施しました，LED防犯灯の整備につきましては，先ほど議員さんからの御質問にもございましたが，住民の方々からの要望を聞きながら，また新たな設置や要望漏れの場所を含めて，要望のありました全ての防犯灯をLED化し，平成29年度の工事をもって事業完了としております。

今後につきましてはでございますが，分譲住宅などを新設した新たな町内会からの御要望がありましたら，これまで同様に対応していきたいと考えておりますので，よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 1 番，田中君。

**○1 番（田中輝夫君）** はい。防犯灯の新設もこれまでどおり対応したいというふうなことがあったんですけども、よろしく願いいたします。防犯灯の維持費は地元でやっていますが、必要な箇所への新設、既存の機材が老朽化した場合には、更新ができるように補助額をお願いしたいというふうなことです。他の市町村には、地域防犯灯設置費補助金制度があるところもありますが、本町にはそのような制度はあるのか、ないのか。ちょっとお尋ねします。

**○議長（土田正雄君）** 町民課長。

**○町民課長（妹尾茂樹君）** 田中議員さんからの2点目の御質問、防犯灯の設置の補助でございます。現在のところ、補助というのはございませんが、今後、自治会や町内会等から住民の方々の御意見を聞く中で必要であれば、補助金等の新たな制度を考えていきたいと考えておりますので、よろしく願いします。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 1 番，田中君。

**○1 番（田中輝夫君）** 防犯灯については、町も以前、29年までにずっとやってくれたというふうなことがあります。それで、要望としたら、今後そういうふうなのを設置した後の更新まで。機材が悪くなったら、交換とかいうふうな補助をお願いしたいというふうなことの要望であります。

夜間における安心安全には、防犯灯が今なお、有効であり、防犯灯設置の取組をもう一度強化し、防犯灯を設置し、補助金制度を定め、今後の防犯灯の新設、維持、更新など維持管理がしやすいようにしていただくことを要望して、質問を終わります。

**○議長（土田正雄君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 非常に重要なことでありますので、私の16年間のこれに取り組んだことを知っていただく。ちょっと、ほとんどの議員さんは1期と2期の方なので、今言われる22年度いやあ、私の2期目の時分。今から12年ほど前の話なんです。

一番、町長になった時に何が大事なかと。安心安全、これが一番重要になると。矢掛町の全域の状態を全部見て回りました。

その防犯灯の状況というのは、非常に難しかった。あの残っておる蛍光灯は、誰のもので、誰が電気料を払うのか。ほとんどわかりませんでした。その後、やりだしてわかったんですけど。

問題は、やはり、矢掛町は暗いということとか、非常にその当時。ある子どもさんが襲われそうになったとかいうのをその時期に聞いて、それをきっかけにやろうということなんです。

非常にタイミングが良くて、シャープが、たまたま矢掛町に入ってきた時にですね。LED、これが、非常に流行り掛けた時なんです。

両面あるんですけども、私自身は、シャープの三重県工場へ視察に行きました。行った時には、まだ全国、LEDは作りかけでありました。どこもしてなかった。しかしながら、これを例えば、いま、防犯灯というところから入ったんですけど、この事務所の分にも、私は最初話をしてですね。最初はこの前に、こういう埋め込みでないような提案をしてきたんですけど、それでは売れないと。埋め込みにせにゃ駄目だよという提案も、今からもう先ほど言った10年以上前に、始まりであったと。そういう時期に、早くLEDを取り入れようという時で、全町村にLEDをしようというのは、大きな私の決断のひとつ。安心安全なまちのひとつだと思います。

その時に、かなり職員は、一つひとつを中電へ行ってもなかなかわからない。電気料が、誰が払っているかわからない。地元のも、たぶんこう、手続き上ですね、自動振り込みになっとなったとかどうかですね、非常に何年も苦労したという時期がございます。

基本的には、戦後、この防犯灯のあり方いうものもあらゆる形態が、行政でなく、やっぱり地域が作られている。基本的には。であるから、その権利というのも全部地元へあったんですよ。そういう中で、やっぱり調べてみると、電気料がこうで、高くなる。LEDをすれば、明るく、安く。その時には、半分とかですね。半分以上安くなるということで、私、決断をしたわけでありましてけれど、非常に効果があったという。

そこですね、このやり方について。基本的には、防犯協議会です。それと、自治協議会。「こういう制度があります。皆さん、全部申し出てください」と、1年目やりました。それで問題は、地元の役員の方が代わった時なんですよ。今度は、代わった人は、そんなこと聞いとらんという話なんですよ。それじゃあ困るねえということになって、もう2年も、3年も、「まだありますか?」「まだありますか?」と、何回も繰り返しました。

いま、課長が、宣言したらしなさいというように聞こえますけど、そこまで念押しを何回も何回もやって、課題も聞いて、「これで終了宣言をしますよ」と言って、切ります。

問題は、防犯協議会。議員さんも地元の防犯協議会の方にしっかり聞いていただいてですね。そこと総会をやっていますので、知っていただきたいというふうに思いますし、そういう問題は、具体的にあればですね。今みたいな話があるならば、担当で聞くというふうになるかと思うんですけど。誰が見てもですね、この場所には欠けておるんじゃないかねえかと。一般論で言われますとですね、どこでもまた立てますというふうにはなかなかいかないと思うんですよ。たぶん、今されておるのは電柱とかですね。既存の何があるので、新たなものの権利を作るというのは、非常に難しいかも知れませんが。そこらを含めてですね、必要な場所は、担当のほうへ言うていただけると。

課長は補助事業をつくるじゃいうてようるけれど、まだ知らないんで。いま、課長になったばかりなんで。議員の圧力にああいう言葉を使ったと思うんですけど。やはり、地元の人とですね、防犯協議会の方等々と話をして、現状に困っているというんだったら、やらにやいけませんわね、それは。補助とかそういう問題もありましようけど。また、具体的にあるんだったら、現場教えていただいて、この場に町長、来てみてくださいと。いつでも行きますのでですね。安心安全のまちづくりの基本的なところ、これしっかり、大事だと思いますし、議員から見てもですね、ここは捉えられるだろう。ここは必要であろうという判断は、ぜひ、してほしいというふうに思います。

しっかりとですね、長い期間の取組の私の基幹のひとつでありますので、ちょっと紹介すると同時にですね。それぞれ、やはり組織がありますので、そこは無視できないこともあるので、ちょっと御審議いただいて、また具体的に内容があればお教えていただければというふうに思います。

**○議長（土田正雄君）** 1番、田中君。

**○1番（田中輝夫君）** いま、答弁いただきました。実際にその防犯組合の方からの要望があつての質問というふうなこともあったんですが、それ以前に、防犯灯と街路灯の違いというふうなことも、その人らと話したこともあります。ですが両方、防犯灯も街路灯も併せて、もし、これから要望があつたら、また、相談させていただきますので、よろしくお願いします。これで、質問は終わります。

**○議長（土田正雄君）** お諮りいたします。一般質問の途中ですが、ここで15分程度休憩いたしたい

と思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、１０時５５分まで休憩します。休憩。

午前１０時３９分 休憩

午前１０時５５分 再開

**○議長（土田正雄君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

それでは、５番石井君お願いします。５番、石井君。

**○５番（石井信行君）** 議席番号５番、日本共産党の石井信行です。

質問に入る前に、先日、町長から、議会への申入れがありました。３つの項目がありました。１つ目は、一般質問の内容は、重複しないように議長が調整をすること。続いて、質問については各課からの答弁書は出さない。２つ目の申入れは、常任委員会の勉強会に職員の派遣をしない。３つ目は、議会だよりの内容確認行為はしない。議会の責任で編集してもらいたいという３つでした。

この１つ目の質問の重複、これは議会運営委員会でちゃんとしております。議長に指示命令を出すのは、明らかに越権行為だと思います。各課から答弁書を出さないというのも…

**○議長（土田正雄君）** 石井議員。通告の内容に従って質問してください。

**○５番（石井信行君）** 私は、議会の生命に関わると思って発言していますが。

**○議長（土田正雄君）** 通告の内容での発言をお願いします。

**○５番（石井信行君）** 質問に入ります。嵐山の夜間照明について、お尋ねします。来年度の予算を考えるとという立場でお尋ねしますが、嵐山の照明は、産業観光課の担当者によると、通年で、日没から２２時まで。消灯の条件はないという決まりになっているとのことでした。

この照明による景観が気持ち悪いという町内外の声を多く聞きます。大雨や大風の時も照明がついて、どうして消せないのかと聞かれたことも、一度や二度ではありません。夜に、この町役場から老人福祉センターと公民館の間を通過して町筋の方向に向かうと、町筋の向こう側に古びた何階建てかの建物のようなものが、ぼおっと建っているように見えます。これで観光の名所と言えるのか、首をかしげざるを得ません。

昼間、何回か行ってみましたが、桜の木が枯れかけたり、病気になっているらしく、全く元気がありません。光の害ではないかと思われまます。

これでは観光の名所とならないばかりか、逆に照明によって評判を落としているのではないかと。電力の無駄遣いではないかと思えます。省エネ、再エネ、脱炭素が叫ばれ、世界中で気候危機への打開策が話合われている今、地球温暖化防止に逆行しているのではないかと云わざるを得ません。

地球温暖化による豪雨災害で甚大な被害を被った矢掛町でも夜間照明を中止し、省エネに貢献すべきではないかと思いますが、担当課の御意見をお伺いします。

**○議長（土田正雄君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（妹尾一正君）** ５番、石井議員の第１点目の御質問、嵐山の照明について、産業観光課からお答えします。

本町では、平成２７年を観光元年として、まちの賑わいを創出するためにさまざまな事業を推進してきました。その中で、矢掛町の夜間の新たな魅力創出による観光客等の満足度向上や滞在時間、宿泊客等の増加促進を図るために、嵐山公園のライトアップ事業を実施しており、観光、また、それ以外にも

関係課と連携を図りながら、各種啓発の目的にも活用しております。なお、環境省、岡山県が推奨しているライトダウンキャンペーンにも協力しており、地球温暖化防止、省エネにも努めております。ライトアップ事業は、マスコミでも多く取り上げられるなど、観光客を始め多くの方々に高い評価をいただいております。

このような状況を踏まえまして、産業観光課としましては、当該事業は継続実施していきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 石井君。

**○5番（石井信行君）** 人類の生存条件の問題として、この温暖化防止という話し合いや行動が、世界中で行われている今、省エネに背を向けるというのは許されないことだということを申し述べて、次の質問に移ります。

町営駐車場の問題です。「町営駐車場を有料化したことは、交通混雑が解消され、商店街にも観光客にも、おおむね好評だ」、そういう産業観光課長の3月議会での答弁でしたが、今年度上半期の駐車場の収支はどうなっているのか、お尋ねします。併せて、来店客には、駐車料金の負担を掛けないように、100円駐車券は全額商店が負担している。そういうわけですが、商店街振興の観点から、全額町費負担が望ましいと考えます。それが無理なら、せめて、町費と商店街負担を半々にすべきではないかと思いますが、担当課の御意見をお伺いします。

**○議長（土田正雄君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（妹尾一正君）** 5番、石井議員の第2点目の御質問、町営駐車場の有料化の現状と駐車券について、企画財政課への御質問につきましても、一括して産業観光課からお答えします。

まず、矢掛町営駐車場の今年度上半期の収支ですが、収入は74万300円で、支出は178万6,244円です。

次に、駐車料金の支払いのための100円分として使える券ですが、駐車場有効利用システムの導入にあたりまして、商店街のお店から、駐車料金を払うための100円分の券を作成してほしいとの要望があり、町が用意したものです。

商店街のお店の駐車場につきましては、御自分で用意されることが原則と考えております。また、一般社団法人やかげまるごと商店街振興会さんにも、矢掛町営駐車場の運営について賛同いただいております。

したがって、駐車場の利用者が駐車料金を納めていただくものであり、町が負担することは考えておりません。なお、矢掛町営駐車場条例では、公平性と適正利用促進の観点から、自動車を駐車される方の受益者負担を原則としながらも、商店街での買い物等の時間に配慮して、当初の1時間未満を無料としております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 5番、石井君。

**○5番（石井信行君）** 商店街の活性化ということから考えても、今の答弁は納得できるものでありませんが、この矢掛の町筋は、いろんなお店屋さんに聞きますと、町内在住の人がお客さんとして支え続けている側面が非常に強いというふうに言われています。

商店街の発展、それから、町民の利便性。これを考えても、とにかくあそこに入れて出す。一時間以

内だったらタダになるんだけど、この入れて出す。そのことだけでも、もうということで、多くの車が、路上駐車をして、買い物を済ませている現状を見れば、やはり、この住んでいる人も車が邪魔になるし、人がたくさん来た時にも、この両方に車が停まっている。なおかつ、間を車が通るという現状を考えたら、やはり、これは観光客にとっても、商店街にとっても、在住の町民にとっても、決して有利なものではないというふうに考えます。これは、町民の方から大きなしっぺ返しを食らうのではないかとということを申し上げて、次の質問に移ります。

東川面の浄水場更新工事についてですが、7月13日に入札が成立。それから、既に5か月近くが経ちますが、やっと起工式が行われました。しかし、以後、工事は着手されている様子がありません。なぜこんなに遅れているのかということが一点、お尋ねです。それから、水害対策として、西日本豪雨の時の水害によって浄水場が浸水し、浄水場の機器が停まった経緯があります。水害に対する対策はあるのか、お尋ねします。3つ目、この新しい浄水場と、それから今動いている古い浄水場は、つながっているのか、まだつながっていないのか、そのことをお尋ねします。4つ目、この古い浄水場は、この更新工事によって、新しくなった所だけでできるのか、それとも両方併用なのかお尋ねします。

以上、4点、お答えください。

**○議長（土田正雄君）** 上下水道課長。

**○上下水道課長（平井勝志君）** 5番、石井議員さんの御質問、東川面浄水場更新工事について上下水道課からお答えいたします。御質問、4点ございました。

まず、1点目の御質問、東川面浄水場更新工事は、入札が成立してから4か月近くになってやっと起工式が行われたと。工事が遅れた理由を問うということでの御質問でございますが、東川面浄水場更新工事につきましては、工事が遅れているという事実はございません。

契約後、受注者は速やかに工事着手しており、現在、工場でのくいの作成に着手しております。現地で土木工事等行われていないので、工事が遅れているのかと御心配されているのかと思いますが、この工事の工程につきましては、9月に開催いたしました工事の地元説明会。こちらでも説明しているとおりの工事日程でございまして、今のところ、当初の工期内の完成を目指して工事は進んでございます。参考までに申しますが、現地での作業といたしましては、くいの打設ですね。くい打ちが来年1月下旬の開始予定でございます。

次に、2点目の御質問、東川面浄水場の水害に対する対策についてでございます。水害対策については、当然実施いたします。

平成30年7月の豪雨災害では、東川面浄水場付近は、標高で21.2メートルまで水位が到達しております。このため、新たな浄水場の造成高を21.2メートルと計画しております。また、北側に星田川の堤防がございます。こちらの堤防高、これが21.6メートルということですから、施設内の機械の製品——ポンプですね。送水ポンプ、こちらの設置高を架台で調整しまして21.6メートルといたしまして、また、電気設備、こちらにつきましては、施設の2階へ配置を変えるなど、浸水災害に対応できる設計といたしております。

次に、3点目の御質問、更新工事の設計図に古い浄水場とパイプが書かれているが、つながっているかというような御質問されたかと思えます。新しい浄水場は、まだこれから造りますので、接続はまだ、今後実施する更新工事の中で、場内配管を新しく整備した後に接続を行うようになります。

次に、4点目の御質問で、更新工事により新しい浄水場が出来たら、古い浄水場は取り壊せるかとい



う御質問でございます。新たな浄水場が完成した後は、浄水機の水源から取水した水を水道水質基準に適合させるための浄化施設です。こちらと送水機能——浄化した水を皆様の元へ届けるための加圧送水機能です。こちらを全て、新しい浄水場へ移設しますので、旧浄水場の管理棟は取り壊しが可能でございます。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 5番、石井君。

**○5番（石井信行君）** 今は接続はなされていないっていう、3つ目の質問に対するお答えでしたが、令和元年度の水道事業会計の決算書によれば、東川面浄水場の造成工事のところに造成工事、それから土工、擁壁工、排水工、送配水管工と、いくつかの工事があるんですが、その最後のところに、送配水一貫工として、25センチ直径のパイプが6.6メートル。それから、10センチ直径のパイプが6.6メートルというふうに書かれています。これは、既に新旧の浄水場をつなぐものではありませんか。

**○議長（土田正雄君）** 上下水道課長。

**○上下水道課長（平井勝志君）** それでは、石井議員さんの再質問にお答えをいたします。御質問にありました直径25センチ10センチのパイプ。こちらでございますが、こちらの管は水源地ですね。井戸。水源地からの導水管、水源地が現在の浄水場の敷地内でございます。その敷地内にある水を新しい浄水場へ送水するための施設でございまして、造成工事の中で擁壁を工事をします。その後に、今回の工事で設置をしますと、一度作った擁壁、それを取り壊してもう一回埋設管をしないといけないということがありまして、造成工事の折に、先行埋設——擁壁をする前に埋設をしたものでございまして、接続先がまだこれから整備をしますので、この先行埋設管ということで、設置はしておりますが、接続はこれからということでございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 5番、石井君。

**○5番（石井信行君）** それで、東川面浄水場の造成工事の工事の計画書、それから、出来上がった時の写真。それは、開示していただけるでしょうか。お尋ねします。

**○議長（土田正雄君）** 石井議員、今の質問はこの場でということでしょうか。

**○5番（石井信行君）** いいえ、後日でもいいです。

**○議長（土田正雄君）** 上下水道課長。

**○上下水道課長（平井勝志君）** 石井議員さんの再々質問ということで、工事の写真とかは開示請求をしていただければ、開示できるものと思っておりますので、お手続きをしていただければと思います。

以上です。

〔5番石井信行君「はい。わかりました。」と呼ぶ〕

**○議長（土田正雄君）** 石井君。

**○5番（石井信行君）** 以上で質問を終わります。

**○議長（土田正雄君）** 続きまして、9番浅野 毅君、お願いいたします。9番、浅野君。

**○9番（浅野 毅君）** それでは、9番浅野、2点御質問いたします。

1つ目は、ゼロカーボンシティの表明についてというのと、2番目が町立旧幼稚園の利用状況及び現状についてという2点をさせていただきます。

まず第一に、ゼロカーボンシティの表明についてということですが、これは2050年、だいたい先のことなんで、あれでしょうけど、それに向けて表明するという意味で。簡単に説明させていただきますと、

環境省が言っておるんですが、2050年にCO<sub>2</sub>を——二酸化炭素ですね、実質ゼロにすることを目指す旨を、首長みずからが又は地方自治体として公表された地方自治体を、ゼロカーボンシティと定義付けております。環境省のホームページによりますと、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の自治体は、本年10月29日時点で479自治体。内訳は、40都道府県。それから、287市。12特別区。169町——町村の町ですね。24村が2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを表明しております。

人口で率をやるのはどうかと思いますが、表明自治体の総人口が約1億1,177万人でありまして、日本の総人口が1億2,580万の約85パーセントの地域が表明しているということになります。

令和元年の9月に4自治体でありました。表明しておりますのがね。令和2年10月には166自治体。令和3年10月には——本年ですね、10月には、479自治体。いうふうに、急伸しておるわけでございます。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガス排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定して及び実施するよう努めるものとされておるということでございます。こういう制度を踏まえて、各自治体が2050年に向けて表明しているところでございます。当町においても、“矢掛町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）”というのがありますが、区域施策編は、現状では出来ていないようでございますが、十分な温暖化対策を当町ではやって成果を上げております。なお、岡山県で表明している自治体は、県を含め17自治体であります。表明方法についても、環境省のほうで指導と言いますか、整理しておるようで、これを参考にしたらと、お願いしたいと思うんですけど。

当町は観光立町でもあり、また、矢掛町農業ビジョンによると、将来像として、農業の振興で賑わうまちづくりを目指しております。その施策後には、環境に優しい農業の推進を掲げております。何よりも歴史かおる文化のまちでございます。そういうところから、全国に向けて、当町も早急にゼロカーボン2050を目指すべきだと思いますが、見解を聞きます。

**〇議長（土田正雄君）** 町民課長。

**〇町民課長（妹尾茂樹君）** 9番、浅野議員さんの御質問、ゼロカーボンシティの表明について、町民課からお答えさせていただきます。ゼロカーボンシティにつきましては、議員さんの御質問の内容にもございましたが、環境省が、2050年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を、自治体の首長みずからが又は地方自治体として公表された自治体をゼロカーボンシティとしております。

矢掛町では、ゼロカーボンシティの表明は行っておりませんが、平成4年4月16日にクリーンな町宣言を行い、地域社会を挙げて環境にやさしいクリーンな町をこれまで積極的に推進してまいりました。

防犯灯のLED化事業を始め、町内の御家庭の省エネルギー化を図り、もって温室効果ガスの排出抑制を図ることを目的に、蓄電池、窓断熱、電気自動車等の省エネルギー設備を導入する町民に対しまして、矢掛町スマートエネルギー導入促進補助金を交付しております。また、公共施設につきましても、太陽光発電や蓄電池設備等の設置、空調や照明設備等の更新を行い、さらに、職員といたしましても、地球温暖化対策実行計画の事務事業編により、節水、ゴミの分別、節電等を毎月重点目標として掲げ、エコオフィス等の活動を行っており、省エネルギー化や省資源等の推進に取り組んでいるところでございます。

令和元年12月に環境省から、2050年温室効果ガス二酸化炭素排出実質ゼロ表明の検討について、全国の都道府県と市町村に依頼がございました。これを受けまして、議員さんが言われますように、県内

では、17の自治体がゼロカーボンシティを表明しておられます。令和2年7月に岡山県が表明され、令和3年2月に、岡山都市圏連携協議会を構成する岡山市、津山市、玉野市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、和気町、早島町、久米南町、美咲町、吉備中央町の13の市町が表明を共同発表され、同年6月には倉敷市、奈義町が、9月には西粟倉村が、それぞれ表明をされておられます。

ゼロカーボンシティは国を挙げて取り組む事業でございますが、当町としても、今後ゼロカーボンシティの表明を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 9番、浅野君。

**○9番（浅野 毅君）** いま、町民課長のほうからいろいろ説明していただきまして、具体的にいろいろやられているということは私もよく知っております。それで、表明を早急にやるべきではないかという主旨で質問させてもらっておりますんで、できるだけ早くやっていただければということをお願いして、終わります。

**○議長（土田正雄君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 今ちょっと、課長が答弁しましたが、多少ちょっと、私自身に問題がありますので、話したいというふうに思います。

議員が、実績については十分評価していただいております。ここが原因、一番の根本であろうというふうに思います。私自身から言わせば、いま、課長は過去のことを並べたんですけど、御存じのように、町は早くからですね、理解して、クリーンな町宣言をした。30年前ですからね。非常に町としてはですね、早く環境については努力してきたと思いますし、私が町長になってきた当時はですね、民間の方々、特に女性の方々がですね、いろいろな消費協の活動の中でですね、取り組んできた経緯がございます。

その中から、今言いましたように、私から言わしやあ、さっきもLEDの話がございましたし、環境省とはですね、非常にきつい付き合いをしてきて、この事業をやるときに矢掛町で環境省の事業を、今まで見たことはないんですよ。情報があつたことがない。そういう中で、数年前に、玉野のほうで岡山県と環境省との懇談会というのがありまして、それに出席しました。それがきっかけでですね、環境省と、この当時、御存じの、議会はゼロカーボンシティの事業をですね、環境省から持って帰ってですね、いろいろやった3か年事業は、事業費で3億4,700万円。矢掛町の事業で、議員さん知っとられると思いますけれども、やってきた足跡があります。

これは主に、どっちか言えば、環境省の施設ですね。その時もらった補助金が2億2,100万円なんです。そういう懇談会が県下で順番にこう回ってきておって、3年程前に高梁市がありましてですね。そこへ行った時に、町村はまだどこも環境省との懇談の場所を作っていない。どこかありませんかというのに、私が手を挙げました。それがもう2年も前です。

ここ、矢掛町へ寄って、環境省と県下全部の首長の希望者を呼んでですね。環境省と毎年、こう話し合いをやっておる。今年は駄目なんだ。オンライン会議等でまた話をさせたという経緯がある中で、なぜ、これを宣言しないのかということですが、ここは申し訳ない。いま、課長が言いましたですね。令和元年12月24日の、この表明してるしてないの根拠を担当へ聞きましたら、「わかりません」ということを言ったんですけど。どこのルートからか文書が来たものが、この公表になっておるのかというのが、議員のこれを聞いた時、私自身びっくりしたんです。私自身が。

調べてみるとですね、この文書、町長宛に来とんですけれども、完全に担当課で止まってる。今現在、

その当時の課長に聞いてもですね、意識がないんですよ。このタイトルは、“2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ表明について（依頼）”という文書だったんですね。これ、環境省から来てます。

この文書はですね、いろいろ書いてある終わりに“都道府県におきましては、管内市町村への呼び掛けについても御協力願います”というような表現なので、言われるまで止まって、私自身もこれはわからなかったということなので、いま、これを調べさすと同時に、すぐ環境省のほうへ電話をしました。

もう、手続きに入っていますので、言われるように、これからと言うんでなしに、矢掛町のためにですね、こういうことの宣言いうのはですね、来た瞬間。もう、かなり実績を積み重ねておったので、すぐにでも入れるタイミングではなかったかなというふうに、今思っておりまして、これはちょっと内部の状況でありますけども、本当に手続きを開始しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

はい、ありがとうございました。

**○議長（土田正雄君）** 浅野君。

**○9 番（浅野 毅君）** いま、町長のお話で手続きを開始するということで、今までの話で、十分いろんなことをされよということを十分承知しておりますので、今後ともひとつよろしくお願ひいたします。

引き続きまして、矢掛町立幼稚園跡の利用状況及び現状についてということで質問させていただきます。令和2年——去年4月、認定こども園が開園いたしました。それに伴って、旧幼稚園は閉園になったわけですが、その後の旧幼稚園の利用状況及び今の現状。今後の計画案等をわかる範囲でお答えいただければと思います。

以上です。

**○議長（土田正雄君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（松嶋良治君）** 9 番、浅野議員さんの御質問、矢掛町立幼稚園跡の利用状況及び現状について、企画財政課からお答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、令和2年4月に認定こども園を開設するにあたり、令和元年度をもって幼稚園を廃止しております。

その後の各旧幼稚園の利活用状況、現状と今後の計画についてのお尋ねですが、矢掛幼稚園については、御承知のように、令和2年4月から矢掛認定こども園として利用されております。美川幼稚園につきましては、令和2年9月から、放課後等デイサービス事業所のホハル美川が開設されており、現在、登録児童数34人、1日の定員10人で運営されております。川面幼稚園については、保育室2部屋が、令和3年4月から、川面地区の放課後児童クラブである川面ひまわりクラブとして使われております。9月からは、町の子育て支援センターとして事務室、遊戯室が使用されており、現在に至っております。山田幼稚園については、現在、使用されていません。今後に向けての計画等も現段階ではございません。今後、利用要望等を踏まえ、検討していきたいと考えております。

以上です。よろしくお願ひします。

**○議長（土田正雄君）** 教育長。

**○教育長（嶋山英二君）** いま、浅野議員さんからですね、旧山田幼稚園の跡地利用についてということで、御質問があったんですけども。実は、今は亡き高岡前議員さんがおられた頃からですね。実は、今の山田の公民館ですね、公民館が非常に狭いということもあったり、それから、川の傍ですね。ですから、水害等の心配もあるということで、旧山田幼稚園の土地が利用できないかという申出をいただいたこともありますので、この場を借りて、それだけについて報告をさせていただこうと思います。

**○議長（土田正雄君）** 浅野君。

**○9番（浅野 毅君）** いま、企画財政課長、教育長からお話がありまして、山田の幼稚園につきましては、まだ手が付いていないとか、計画をしていないということでしたが、教育長さんの過去の経過の話をお聞きしました。今後、できるだけ早く計画を立てていただいて、今後、良い方向に行きますようによろしく願いいたします。

以上です。

**○議長（土田正雄君）** 続きまして、8番、川上淳司君お願いします。8番、川上君。

**○8番（川上淳司君）** 議席8番の川上です。通告により、質問させていただきます。まず、1つ目の質問としましては、小中一貫教育について、我がまちの現状をお尋ねするのと併せまして、お話をさせていただきたいと思います。

現在、小中一貫教育の進捗状況について、矢掛町の状況を教えていただきたい。

なぜ、この質問を行うかといいますと、笠岡市の状況が、今現状、小中一貫教育に取り組まれています。それで、小北中学校だけが別エリアになって、矢掛と状況が一緒になりますので、北川の子だけが、小中一貫教育を受けられないというふうな状況になりつつあっております。

そういうこともありまして、矢掛町でも小中一貫教育をできないのかなというふうなことをいつも考えておりまして。私も一応、小北中学校の組合議員でありますから、そういう面ではちょっと危惧してる点がございまして、その部分についてお聞きしたいのと、もう一つの考え方としては、小田小学校のみが小中一貫教育ができないのかなというふうに、笠岡と合わせたような状況が、やっていくのが普通なのかなというふうな感覚を持っておりまして、その部分を教育課のほうへお尋ねをさせていただきたいと思いますので、ひとつ御回答よろしくをお願いします。

**○議長（土田正雄君）** 教育長。

**○教育長（嶋山英二君）** 8番、川上議員さんの小中一貫教育の進捗状況についてという御質問でございまして、課長と私へのお尋ねでございますけれども、私からですね、一括してお答えをさせていただこうと思います。

現在の矢掛町では、小中一貫教育という方針は掲げておりませんが、小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活移行する段階で不登校等のですね、生徒指導上の諸問題につながっていく事態など、いわゆる中1ギャップというものですけれども。これが、小中一貫教育を進める上での一つの大きな理由でないかとも考えておるところでございます。

矢掛町としての取組は、御承知のように7つの小学校の合同授業を通して交流を行なっておりますけれども、これは、交流自体も重要ですが、小学校と中学校との接続を円滑にすることを目的としてもおります。また、矢掛中学校の職員教員が、各小学校に出前授業としても行っております。

ところで、令和元年の9月議会におきましても、小中一貫教育についてではございませんでしたが、議員さんから今回と関連のある御質問をいただいております。その際、山野町長さんからも御答弁がございました。

まず、結論から申し上げます、現時点では、小北中学と小田小学校との一貫教育を行うということは考えておりません。

今回、私の考えと言いましょうか。教育委員会の方針につきまして、また、お話をさせていただこうと思います。なお、組合の教育委員会でもですね、この小中一貫教育について話題になったことはござ

いません。それも申し上げておきたいと思います。

まず、第一の視点といたしましてですね、本年3月に教育総合審議会より答申をいただきました。矢掛町の将来を見据えた小・中学校のあり方。学校教育の一層の充実に向けた基本方針の中にも、小田地区児童進学先についての答申をいただいております。会長には、当時の倉敷芸術科学大学教授の小山悦司氏にお願いし、小・中学校の校長代表、学識経験者、保護者代表など、合計14名の皆様に、審議会3回、専門委員会2回の計5回の審議を経て、答申をいただいております。

御提言をいただきました大きく2つの事項の一つとして、小田地区児童の進学先については、当分の間、引き続き小北中学校とするとの答申をいただいております。

さらに、中学校組合の解消については、矢掛町及び笠岡市による行政判断の側面があることから、審議会としては、当面は、小田地区児童は現状どおり小北中学校への進学を継続することを提言するとされております。

ただし、小北中学校の小規模校化による部活動の選択肢の減少や通学距離の都合等により、矢掛中学校への進学を希望する小田地区児童には、柔軟な対応がなされることを望むということもされております。また、小田地区児童の矢掛中学校進学に係る住民意見等については、引き続き注視されたいとの御提言もいただいております。

それから、もう一点。私、教育長としての考えや方針を話させていただこうと思います。

まず、いずれは町内7小学校を統廃合をしなければいけないというふうに考えております。できれば、町内7小学校を1校にですね。そして、その時点で町内に一つしかない矢掛中学校との小中一貫教育を導入を進めたらどうかというふうに考えております。

先ほども申し上げましたが、現在でも、中学校の教員が小学校に出向いて出前授業も行なっております。

笠岡市という他市の動きにつきましては、あえて触れませんが、私は当然、小田小学校も含めての矢掛町としての小中一貫教育を前提とした統廃合を進めるべきであろうというふうに考えております。したがって、小田小学校のみの小中一貫教育を行うことは考えておりません。

ただし、現在、小田小学校児童が小北中学校への体験入学等をするなどの授業は、行っております。

最後に、以前にも申し上げましたが、小中一貫教育には、いわゆる中1ギャップの解消などメリットもございますけども、人間関係が固定化しやすいとか、9年間という長い期間の途中で学習や生活で挫折する可能性があるなどのデメリットもあり、その導入に際しては、慎重に検討する必要があることを申し添えておきます。ということを考えながらですね、これも今後、真剣に考えてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 川上君。

**○8番（川上淳司君）** お答えは、当然理解させていただきますし、組合議員ですので、当然の状況はわかっておるつもりでおります。でももう、そろそろ考えていかにやいけんのんじゃないかなって言い方は、毎回させていただくんですけど、考える場が全然なくて。組合議会で「解散しようや」って言っても、「それは、組合議会ですることじゃないんですよ」ということで、いつも返されて終わっております。

本当に、子どもたちのことを考える場にいらっしゃる皆さんが、そういうふうな考えではいけないっ

て思っておりまして、やっぱし、常々考えているのは、いま、小北中学校の1年生のクラス、1クラスになりましたよね。本当にこれでいいのっていうのは、いつも私が聞いていることなんですけど、どうもそこをいつもはぐらかされて話が終わっているんで、今回、この場でもう1回、町長にお伺いさしていただきたいのは、やっぱし小北中学校が陸の孤島になっちゃいけないっていういつも思っています。だから、その部分で、やっぱしそういう考え方の中で、やっぱりやらにゃいけない時が絶対来るんで。今はいいよ、今はいいよで、こう引き延ばすのが一番よくないことで、早いこと手を打たないと駄目だよっていうのが、私の考えでありますので。

すみません、ここになると町長がお答えいただかにゃいけないのんかなって思うんで、ちょっと首長の考えをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 非常に関心を持っておられることについては、敬意を表したいと思いますが、私自身も、小北中は組合議会があります。矢掛町の議員さんから、あの場でこういう質問が出て当然だというふうに思いますけれども、1回も聞いたことはありません。ぜひ、その論戦をやらないのかと。どうあってもですね、矢掛をいくら聞いてもですね、やはり笠岡市と矢掛町が対等でなければなりませんし、私は、笠岡市と話をしています。

しかしながら、向こうのほうは、かなりこちらよりは壁が厚い。そうするとどうするか言えば、矢掛で言えば、小田の人ですから地区民ですよ。教育長の話で、いつもアンケートをしてみても、ほとんど五分五分ですわね。おわかりのように、非常に、判断は難しい面があるというふうに思います。

議員が言われようるのは現実でありまして、どんどん人は減ってくる。本当にどうなるのと。どの時点でやるのか。これは、学校は非常に難しい。全県下の小学校でも、知ってるでしょうけども、5人でもおられるとか。先生より少なくてもですね、維持しとるとか。島とか等はあるんですけど。

住民が、一つは主体性がいるのと、そして、現場の方々。教育長は、やっぱり自分じゃいけないから、自分で審議会立てられたんですね。その結果を聞けば、いま、町長に求められたということは、議員はちいと不十分であろうというふうに取りれたというふうに思いますけど。専門家の方の意見ということでですね。

ここから先、どう進めるかということに関しては、何遍もしてきてますので。ある意味では、組合議会は組合議会の中でですね、質問をしてもらえばですね。公式な、市長の——管理者ですからね。私は、副管理者。その考え方も出てきましょうし。それから、うちの議員と笠岡市の小北の議員さんが、どういう発言したかということで、私はずうっと出ておりますけれども、一遍も聞いたことがありません。いろんな情報をですね、それぞれ。一番いいのは、今ここで言われるようにですね、小北中学校組合議会が本当の場ですから、組合議会は。この場でなしに、そこが議会ですから。そういう面で、笠岡市の管理者の考えを聞いてみていただければ、表向きに出てくるのではないかな。

新聞見られた時にですね、やはりこう、統合計画、笠岡出されてますわな。なぜ、その北川のとこだけが外れてるんですよな。私の感ずる考え方は、あれを維持しようという考え方のように取れます。

それを、相手がそれを希望してない中で、うちがそれは入り込むかというなれば、やっぱり地域住民。もう、圧倒的なかたちとか、それからファクターはあります。矢掛中学校が、矢高問題なった時でもですね。やはり、こっちへ統合するんじゃないかねとかいう、その題目が違った時には意見になりますけど、結果は一つですから。ちょっとこれからの、みんなしてですね、議会は議会として、どこの情報を持て

るかというについては、町のと聞かれますけれど、これは笠岡市の情報を持つとられれば教えていただければええけど。私の目の前で、議事録に出るようなやりとりは、今までなかったんでないかなというふうに思いますので。それを踏み込んでですね、もう、やる時期が来とんではないかなという気もいたします。かなり、奥が深いというふうに思いますけれど。いずれ、やらなきゃならない時は必ず来ると私も思ってますので、お互いに情報収集しながら、検討していかんやというふうに思ってます。

**○議長（土田正雄君）** 川上君。

**○8番（川上淳司君）** 町長のお答えを聞いて、少し安心させていただきました。

なんで組合議会で話が出ないかという、あの組合議会は存続議会であって、解散しようとする議会ではないっていうことで止められております。笠岡市の議員に。議長等にいつも、私は話を出そうと思っておるんですけども、全て止まっております。というのが、今の現状でございます。

そこも御理解いただいて、毎回のお話をここでさせていただきますが、ひとつ提案というか変な話なんですけど、思い切って、もう本当に、私も相当、北川の、小北中学校の話では、いろいろな方に話を聞きます。で、話してる内容は必ず、北川は笠岡市に付くために、むしろ、旗まで挙げて、要するに笠岡市の住民になったっていう過去の経緯もあったりするんでやってますけど、今の消防団の状況を聞くと、やっぱり協力体制がすごくて、やっぱしあその北川と小田っていう地区は、離せられないというのもわかりました。それで、いろいろな所でいろいろな話を聞いて、特に町長は地元なんで、絶対に知られていることなんですけど、そういうふうな内容を聞くと、今度は無理矢理に引き離したくないっていうのも、私の気持ちであります。

いらんことをちょろっと電話をして課長を困らせたんですけど、組合議会将士掛に持って来れんかっていうふうな。要するに、小北をごっそり持ってくるっていうふうな発想も一つじゃねかなって思ったりもして。越境通学もできるような状況なんで、いま、小田ができる。だったら、北川の子もできるんじゃないのっていう考え方もあったりして、どこまでがどうできるかわかりませんが、本当にこれは大きな問題にこれからなってくると思うんで。小北中学校の問題は、相当根も深いし、やっぱし今までの過去があるんで、それを一気に変えようとは、私も思っておりません。やっぱし、みんなが気持ちよくきれいに別れるなり、一緒に来られるなり、その部分は絶対に守っていかないといけない部分なんで、これからはちょこちょこ質問をさせていただこうと思っておりますけど、やっぱりその部分でしっかりとした状況を確保していただきたいと思いますと思っております。

これの答えは、町長、市長との話がよくあると思うんで、その部分はひとつよろしく願いして、終わろうと思います。

（手を挙げる者あり）

終わらず、もうちょっとお願いします。

**○議長（土田正雄君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** ちょっと大事なことになるので。どうですか、ちょっと考えてみて。ちょっとわかりにくいのが、議員が、笠岡の議員で質問を止められること自体が、私はわからないんですけど。議会は堂々と自分の主義主張をすればいいというふうに思うんですけど、ちょっとその意味は、ちょっとわからない。今のだけじゃ、なんで止めて、それ決定とかじゃなしにね。しっかりとその考え方を聞かないと、雰囲気盛り立ちませんわな。全然やらんようなのは、なぜなのかとかじゃね。それから、いま、議員も、無理にせえとはようらんと。私もそういう状況にはあるんです。それが、ど真ん中に。



それで、もう一つはね、ちょっとこの小北の組合を矢掛町の議員のディスカッションをやっとられるかどうかなんです。議員さん一人じゃねえ、川上議員さんが言われようのが。ほかの議員さんがどういう意見を持っとられるのか。小北の組合議員の中で。笠岡へ何するとすればですね、やっぱり、矢掛町側の意見というのをね。そういうものが、意思表示されてるのかどうか。そこもわからない。

相対してやってくるとですね、そういうかたちになるので。一議員の質問なのかね、皆さんの総意なのかということになろうかと思いますが。そのへんもですね、その時を介さずにやれることをやりながら足跡を残していかなければならないんじゃないかなと。私は、もう、そのへん、市長と会いますので、管理者とは話を当然できる立場にありますけど。議会とのやりとりは、ほとんど。まあ、今日はお話を聞いたり、矢掛町は、矢高問題とか矢中問題の中に出るといのはわかりますけれど。対笠岡と矢掛というのは、真正面でやったことはないということもあるので、今日の質問を機にですね、少し。

ただ、何だけは、笠岡の議会に止められとるんだだけ、わかりにくいので、また、教えてもらえればいいかなというふうに思います。なにぶん、真剣にですね。考えていかなければならないと思ってますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** お諮りいたします。昼食の時間が迫っておりますが、このまま会議を続行したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、このまま会議を続行します。川上議員さん、続いてお願いします。川上君。

**○8番（川上淳司君）** 町長、2回目出てきていただいて、ありがとうございます。本当にやっぱし一番、教育の部分はデリケートな部分だとわかっておりますんで、いつも言ったきりで逃げてるばかりなんで、私も悪いところがあると思いますんで、今後もやっぱし矢掛町の議員の中でもう少し話をして、どういうふうな方向が一番いいのか。やっぱりそこらへんは、もっとやっていきたいと思ひますし、やっぱし地元に入ってみて、いろいろなお話を聞くとやっぱしいろんなことがわかってまいります。ですから、絶対やれとは、私もよう言いませんし、今後もいろいろなことでぶち当たってくるとは思ひますけど、やっぱし一番は子どもたちなんで。そこの部分はよく考えてあげて、やってあげたいなというふうに思ひておりますんで、今後とも御協力をよろしくお願いいたします。

以上で、小中一貫教育の部分については終わらせていただきます。引き続き、次の質問に移らせていただきます。

前回も質問させていただきましたが、コロナワクチンの接種の状況。昨日、町長がお答えになりました、12歳以上87パーセント。本当に矢掛町、よくやっけていただいていると思ひております。

今度3回目接種が来るようになりまして、8か月経つんで、大体2月から始まっていくと思ひますが、現在の抗体がどの程度あるのかが、要するに、町民の方がどなたも知りたいとこだと思ひておられるところだと思ひますけども、なかなか、抗体検査ができないかなというふうなことで思ひておりますので、そこの部分を、また、大変でしょうが、課長、お答えをお願いしたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 健康子育て課長。

**○健康子育て課長（小川公一君）** 8番、川上議員さんのコロナワクチンの接種状況、抗体検査についてということですが、抗体がどのくらいできているかということですね、確認するための検査をでき

ないかということですが、前回の議会でもお答えしたんですが、厚生労働省のQ&Aにですね、“ワクチン接種後に抗体検査をしたとしても、必ずしもその方の免疫が十分なものであるかどうかはわかるわけではありません。このため、通常、ワクチン接種後の抗体検査は必要ないと考えられています。また、新型コロナウイルスに対する抗体が産生されている——できているかを検査するキットは複数あり、医療現場でも使われつつありますが、こうしたキットを用いた抗体検査の結果が、ワクチンの効果を正確に反映しているかどうかは、まだ分かっていません”ということですので、要は、今は抗体の量を見ても、ワクチンの追加接種が必要かどうかという判断は難しい。できないということでございますので、担当課といたしましては、抗体検査を行うことは、今は考えておりませんので、御理解をお願いします。

**○議長（土田正雄君）** 川上君。

**○8番（川上淳司君）** 前回と同じお答えになるとは思っておりましたが、今回一つ、町内で抗体検査ができる所がわかりまして、小田の筒井医院さんでできて、料金が4,500円程度だということまではわかりましたんで、なかなか行こう、行こうと思っても、私もよう行けてないんですけど。結局、2回目打った時に結構熱が出たり、体がだるかったりというふうなことが皆さんあって、3回目はちょっと控えられるようなことがあると困るんで、やっぱり自分の抗体がどれくらいあって、やっぱりちょっと少ないんかなって思うような人は必ず打っていただけるっていうような状態になってくるんで、そこらへんはできれば補助ができていただければ、みんな気持ちよく行けるんかなってことは思っているんですけど。そこらへんの部分をちょっと考えて、次のワクチン接種になるべく多くの方に行っていたいて、やっぱり3回目は受けるべきだと私も思ってます。ですから、町長、なんぼか補助してっていうふうな言い方が一番ええんかなと思うんですけど、どっかでなんかができるようなことがないでしょうかっていうふうな言い方で悪いんですけど、何かありませんでしょうか。

**○議長（土田正雄君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 質問は、悪いことはありません。

しかし考えて、現実の問題としてですね。国がこれだけのお金を掛けて、やはりやっていく中で、もう3回目、始まっています。2月というのは、65歳以上の方のスタートですけど、あと1か月少々。それから、矢掛町でも医療関係者は、もう接種券をけえから出していきます。それから、皆さん方にも、もう年内くらい準備を進めていますので。僅かな期間ですね。だから、その効果がですね、今の実態見ていただいたらこれだけの効果があって、極端に言やあ国のほうもオミクロンの今の株が出たことによって、ひょっとして8か月をですね、前倒しをするかもわからんという言い方まで言い出したですね。今はシフトしとらんよ。しとらんけど、そういう指令が来たらですね。2月の人は早いんだけど、遅い人は4月頃になるからね。この人らを前倒しをせよということになるかもわからない。つまり、今は3回目接種というのを全力を挙げてですね。抗体検査だけすれば、逆にそれがええから、もう3回目せんのじゃという意味になるのかどうかわかりませんが。やはり基本的な基本。やはり、3回目接種のかたちをですね、整えていくと。

それ以外の方は、特殊事情があるかもわかりません、これは。強制できませんので、希望のある方。個々には実態はわかりませんので、特殊なケースだったら、やっぱり国のほうから言わせば、特殊事情なら自分の負担でやってくださいというのが、原則的な立場かなと。

それから、議員が言われておる、町のほうで抗体検査じゃというのは、あまりその要望はじゃね、町長が取り上げるような情報は来てませんので。今の状態で結果を見ながらですね。うまくいってるという

ことを私は思ってますし、担当課のほうも、それから医療先生方の意見を絶えず聞いてますのでですね。早く3周目をしていただくということで。ここを詰めていくとですね、今度はした人としらない人がどうのこうのとなってくるので、できるだけですね、もう町としてはお願いをして、今の接種率を上げていくと。そして、あとは、結果がですね。感染者がどう出るかということに関してはですね、本当に努力していただいとると思うんですよ。

今の原則論で、徹底してお願いをしていって、少なくとも、この次、今言われますように、今の接種率が3回目したらですね、そのとおりになるのか。また、何かいろいろ出てくるのか、わかりませんが。困ったことがあれば、適切に対応していきたいというふうに、よろしくお願いします。

**○議長（土田正雄君）** 川上君。

**○8番（川上淳司君）** ありがとうございます。私が言っているだけかもしれないんで、すみません。

基本的にはそういうふうなところで、町内では筒井医院さんができるっていうことを周知させていただいて、今回は本当に町長が先ほど言われました、新たな株——オミクロン株が見つかったということで、本当に予想外だったんですけど、今後も町民皆さんいっつも大変だと思っております。手指の消毒、それからマスク。そこはずっと変わらない部分なんで、今後も皆さんに注意を呼び掛けまして、次の株にはかからないようにお願いをして、質問を終わろうと思います。

以上で終わります。

**○議長（土田正雄君）** 会議の続行に御協力いただき、ありがとうございます。この際、昼食などのため、午後1時まで休憩いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、午後1時まで休憩いたしたいと思います。休憩。

午前11時59分 休憩

午後12時57分 再開

**○議長（土田正雄君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

それでは、11番、山野豊久君お願いします。11番、山野君。

**○11番（山野豊久君）** 議席番号11番、山野でございます。通告に従い、町長の任期満了に伴う改選に向けての所信について、質問をいたします。来春予定される町長の任期満了による選挙にあたり、山野町長の来期出馬への所信を問います。

山野町長におかれましては、4期16年の町政。そして、職員時代も含めれば、60年以上にわたって町政に携わってこられました。

山野町政では、その長年にわたる行政経験によって培われた知見による健全財政をモットーとし、単独町政の維持、そして、独自の発展を模索する上での観光振興や無電柱化などに代表されるようなチャレンジ精神あふれる事業の攻めと守りの行政運営を行なってこられました。

そこで改めて、これまでの16年間の振り返りと次期改選に向けての所信をお尋ねします。よろしくお願いします。

**○議長（土田正雄君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 11番の山野議員さんの御質問、来春の任期満了による選挙にあたり、山野町長の来期出馬への所信についての御質問に対してお答えしたいと思います。

まず、御質問であります内容に入る前にですね、多少、今言われる60年以上とか16年。町長と職

員時代があるんですけど、二度とこういう話をするのは、これ最後かなというふうに思いますので、多少、時間が掛かってでもですね、御披露させていただきたいというふうに思います。

私は、町長としてはですね、矢掛町は昭和29年にスタートした矢掛町でございますが、今、5代目です。職員時代は、初代から4代の町長に仕えております。私の5代目を含めましたらですね、初代から5代まで勤めた人っていうのは、私のみだというふうに背景ではございます。

私のスタートは、昭和38年8月。既に60年前のことからスタートしまして、終わりは令和4年5月19日の任期満了まで務めたとして、61年10か月の間、町政に携わってまいったことになります。

当初、昭和30年当時はですね、ボールペンとそろばんの時代。思っただければ、そろばんとボールペンで仕事を始めた時代でありました。

それから、職員時代ではですね、昭和41年から49年。税務課へ勤めた時点で、大型電子計算機ですね。コンピューターの時代が、この40年代に出てきまして、その時には、井原市を除く笠岡税務署管内の市町が共同でこの大型コンピューターを使う。つまり、その時には、電算会社と関係市町でシステム設計というのがあったんですよ。それは、私が取り組んだというのをちょっと思い出しております。

それから、昭和49年から6年間。財政係長という時代になります。現在の健全財政推進ということが、つまり、この時に、収入無くして充実したまちづくりはできない。つまり、非常に財源が無かった時代なんですよ。町長にも査定してもらうというのは、加えるほうでなしに、町長に減してもらうような査定をした時代でありました。そういう時に、行政と収入。その大事さを私なりに認識したということがございまして、私のその当時は34歳から39歳という時でございました。この行動は、現在でも続いています。職員にも徹底をして、この財源確保については、指導してきたところでございます。

そして、58年から、企画課長、総務課長時代になりますが、特に内容的には、記憶にあるのは企画課長時代であります。40歳で、その当時、山岡町長でございましたが、課長に登用をされたという中で、まず、振興計画ということを作成することになります。この中では、この当時、企業誘致、住宅政策。つまり、今やってるままなんですけれど、この時点でスタートした。住宅団地とか賃貸住宅等々の人口増対策がその時から始まっております。その当時、県下のまちで、今の公社みたいな事業をやったところは、ほとんどない時代だったというふうに思います。早速、議員さんが言われるチャレンジですね。どこもやってないことをやっていくという、そういう精神でそのことに取り組んだのを思い出していますし、また、井原線がですね。私がいた当時、最後の未買収地。川面地区だったと思いますが、あと5人ぐらいが未買収地がありました。これを決着を付けたというのも一つの思い出があります。

そして、皆さんがおられる、この役場の庁舎。これもちょうど、私の企画課長時代でありまして、設計当初から携わったということで、これが、ちょうど昭和63年と平成の元年。この境の2年間でこの建物は出来ておりまして、覚えやすいのは平成元年と思えば覚えやすいというふうに思います。

平成10年からの助役時代。これは、町長の補佐役として専念してまいりました。

以上が職員時代で、これから平成18年から町長として、思いもしない職に就くようになりますが、重要な任務を預らせていただくという流れになってまいります。

そして、今度は町長時代の16年。今おる議員さんは、1期目の私の時には、今の方は誰もおられません。2期目の時は、山野議員だけ。3期目の時には、この中に5人おられます。で、4期目は今おられる全員11人という状況の中での16年間。多少、そういうことの背景の中で、ちょっとお話ししてい

けばと思います。

1期目はですね、平成の大合併の中。単独行政、健全財政という公約でスタートいたしました。具体的な政策といたしましては、健康づくり。教育の施策。特に、矢中、川面小、小田小の大規模改修耐震化をやった。それ以外は、前山岡町長の時にやっておられました。それから、大事なのが、この安心安全のまちづくり。LEDが、ちょっと2期目の話の感じもありましたがこれとか、道路の要望というのが大変にありました。毎日100単位の要望もあった時期もございますが、それをこなしていたということの感じがあります。

そこからここまで、16年間。ある意味では、先ほども言いました、国保税の増額無くして、16年間、税を上げずに来られたというのも、この健康づくりに取り組んだ結果だろうというふうに思います。

それから、2期目に入ってまいりますと、やはり、少子高齢化の人口問題。これがクローズアップされてまいります。また、就任当初から進めてまいりました、総合運動公園。唯一、私が新設したのは、これだけでございまして、約20億円掛けて平成25年に完成いたしました。約8年間掛かっております。ソフト事業では、平成25年、水車の里で初めて指定管理制度。これをスタートしたという、新しいところのチャレンジだろうというふうに思いまして、それが、次々と定着してきておるということでございます。

そうした中で、定住を柱。つまり、人を増やすということで。定住を柱にですね、少子化対策、観光事業対策、企業誘致、観光による雇用対策を進めると同時に、創業支援事業に係る新規店舗の出店増加や江戸時代の宿場町の再現を本格的にスタートをしていくことになります。これが、2期目の終わり頃。

古民家再生事業による町家交流館の完成と株式会社やかげ宿のスタートが、この3期目へつながっていくというふうになります。

3期目では、矢掛屋、矢掛屋別館の完成と道の駅事業がスタートするということになります。さらに、賑わいのまちづくりを本格的に事業展開していくこととなりますが、同時に市街地以外でも、特に辺地事業ということに力を入れまして、羽無地区での桃源郷はなしの里、みかわてらすの事業、宇内の原橋の架け替えなどが辺地事業で対応した。といいますのも、光が掛かる部分だけでなしに、全町のバランスを取ってしたということでございます。

そして、現在の4期目でございますが、これはもう、全議員とともに実施してきた4年間になります。非常に歴史的にも珍しいこの4年間。命と財産を守るという使命。正に、危機管理が重要な期となりました、結果的に。

平成30年7月、西日本豪雨災害で多くの家屋や事業所が浸水、各地で土砂崩れが発生するなど、未曾有の大災害にあったにも関わらず、犠牲者がなかったことは、町民の皆様、早目の避難と地域防災力のおかげと心から感謝申し上げたいと思います。

さらにはもう一つ、新型コロナウイルス感染症の全世界でのパンデミックは、日本国内、本町でも非常に多くの感染者が発生し、医療従事者の皆様や関係者の皆様に変な環境の中で対応していただいたことに対して、心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

こうした未曾有の大災害を経験する中であっても、この4期目は、歴史的な町並みをいかした新たな賑わいづくりや継続的に事業を進めてまいり、矢掛宿が重要伝統建造物群保存地区に選定。懸案となっていました、本陣から脇本陣までの無電柱化の完成。そして、矢掛の新たな玄関口に道の駅の完成という、いわゆる3点セットの公約が実現することになります。

この4期目、この4年間は、現在の議員さん方は、先輩議員では経験の無いこの4年間というふうになるかと思います。

私自身、こうした実績を振り返る中で、今年81歳を迎えます。現在の体力と気力が、今後4年間、持続するのがなかなか困難な状況になるのではないかと感じつつ、同時に、まちの——町ですね。まちの体力並びに持続可能な矢掛町という行政組織を任せる人材が育ってきていることなどからも、来春の5期目の町長選挙に出馬しないことと決心をいたしました。繰り返します。来春の5期目の町長選挙に出馬しないことと決心をいたしました。

これまでの4期16年、町長としてその責任を遂行できましたのも、歴代町議会議員の皆様を始め、多くの町民、そして、歴代の多くの職員の御支持や御支援、更には御協力をいただいた賜物でございます。ここに改めて、心から感謝を申し上げ、私の所信決意といたします。

本日はありがとうございました。

**○議長（土田正雄君）** 山野君。

**○11番（山野豊久君）** 町長、ありがとうございました。

以上で、質問を終了いたします。

~~~~~

○議長（土田正雄君） 以上で、通告のありました方々からの一般質問は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、12月6日月曜日午前9時30分から再開したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議は、6日月曜日午前9時30分から再開することに決しました。

それでは、これにて散会といたします。皆さん御苦労さまでした。

午後 1時11分 散会

令和3年第5回矢掛町議会第4回定例会（第3号）

1. 会議招集日時 令和3年12月6日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
 （議事） 午前 9時30分
 （散会） 午前 9時38分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	花 川 大 志	出	8	川 上 淳 司	出
9	浅 野 毅	出	10	土 田 正 雄	出
11	山 野 豊 久	出	12		

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|             |           |             |           |
|-------------|-----------|-------------|-----------|
| 町 長         | 山 野 通 彦   | 総 合 政 策 監   | 安 部 正 和   |
| 教 育 長       | 嶋 山 英 二   | 総 務 防 災 課 長 | 堀 賢 一     |
| 企画財政課長      | 松 嶋 良 治   | 町 民 課 長     | 妹 尾 茂 樹   |
| 健康子育て課長     | 小 川 公 一   | 福 祉 介 護 課 長 | 稲 田 由 紀 子 |
| 産業観光課長      | 妹 尾 一 正   | 建 設 課 長     | 渡 邊 孝 一   |
| 上下水道課長      | 平 井 勝 志   | 教 育 課 長     | 藤 原 徳 忠   |
| 矢掛病院事務長     | 稲 田 欽 也   | 会 計 管 理 者   | 奥 村 栄 治   |
| 介護老人保健施設事務長 | 丹 下 裕 之   | 矢 掛 寮 長     | 西 山 弘 之   |
| 総務防災課長代理    | 立 川 人 士   | 企画財政課長代理    | 河 上 昌 弘   |
| 企画財政課財政係長   | 石 井 亮 太 郎 |             |           |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 議案第71号 岡山県市町村総合事務組合の共同利用する事務の変更及び岡山県市町村総

合事務組合規約の変更について

- 日程第2 議案第72号 矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について  
議案第73号 矢掛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について  
議案第74号 矢掛町小児医療費給付条例の一部を改正する条例制定について  
議案第75号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定  
について  
議案第76号 桃源郷はなしの里憩いの館設置条例の一部を改正する条例制定について  
議案第77号 矢掛町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について
- 日程第3 議案第78号 字の区域及び名称変更について
- 日程第4 議案第79号 町道の路線認定について
- 日程第5 議案第80号 令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）について  
議案第81号 令和3年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について  
議案第82号 令和3年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第3号）について  
議案第83号 令和3年度矢掛町病院事業会計補正予算（第3号）について  
議案第84号 令和3年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について  
議案第85号 令和3年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）について  
議案第86号 令和3年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 請願第4号 再犯防止推進計画策定を求める請願

~~~~~


午前9時30分 開議

○議長（土田正雄君） 皆さん、おはようございます。3日の会議に引き続き、御苦労さまです。
本日の出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 議案第71号 岡山市町村総合事務組合の共同利用する事務の変更及び岡山市町村総合事務組合規約の変更について

**○議長（土田正雄君）** 日程第1、議案第71号についてを議題といたします。  
これは説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。御質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 討論を終結いたします。  
ただいまから採決を行います。お諮りいたします。議案第71号については、原案のとおり決すること、御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、議案第71号、岡山市町村総合事務組合の共同利用する事務の変更及び岡山市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~

日程第2 議案第72号 矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第73号 矢掛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
議案第74号 矢掛町小児医療費給付条例の一部を改正する条例制定について
議案第75号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
議案第76号 桃源郷はなしの里憩いの館設置条例の一部を改正する条例制定について
議案第77号 矢掛町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について

○議長（土田正雄君） 日程第2、議案第72号から議案第77号までについてを一括議題といたします。
これは説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。御質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 質疑を終結いたします。
お諮りいたします。議案第72号から議案第77号までは、所管の常任委員会に付託し、審査をお願いしたいと思います。これに御異議はありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号、矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、議案第73号、矢掛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する

議案第84号 令和3年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について

議案第85号 令和3年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第86号 令和3年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（土田正雄君） 日程第5，議案第80号から議案第86号までを一括議題といたします。

既に説明は終わっておりますので，これより質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第80号から議案第86号は，所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し，審査をお願いしたらと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって，議案第80号，令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）について，議案第81号，令和3年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について，議案第82号，令和3年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第3号）について，議案第83号，令和3年度矢掛町病院事業会計補正予算（第3号）について，議案第84号，令和3年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について，議案第85号，令和3年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）について，議案第86号，令和3年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）については，予算決算常任委員会に付託することに決しました。

~~~~~

日程第6 請願第4号 再犯防止推進計画策定を求める請願

**○議長（土田正雄君）** 日程第6，請願第4号を議題といたします。

お諮りいたします。請願第4号は，所管の常任委員会に付託し，審査をお願いしたらと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって，請願第4号，再犯防止推進計画策定を求める請願は総務文教常任委員会に審査付託することに決しました。

~~~~~

○議長（土田正雄君） 本日予定しておりました案件の審議は，全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会とし，次の本会議は10日の金曜日，午前9時30分から再開したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって，本日はこれにて散会とし，10日の金曜日，午前9時30分から本会議を再開することに決しました。

ここで，お知らせいたします。休会中に付託案件審査のため，各常任委員会が，次の日程で開催されます。7日の火曜日，午前9時30分から産業福祉常任委員会が，午前10時30分から総務文教常任委員会が，それぞれ3階大会議室で行われます。また，予算決算常任委員会が，8日の水曜日の午前9時30分から3階大会議室で開催されます。関係者の御出席をお願いいたします。

それでは，本日はこれにて散会といたします。皆さん御苦労さまでした。

午前 9時38分 散会

令和3年第5回矢掛町議会第4回定例会（第4号）

1. 会議招集日時 令和3年12月10日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（閉会） 午前 9時58分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	花 川 大 志	出	8	川 上 淳 司	出
9	浅 野 毅	出	10	土 田 正 雄	出
11	山 野 豊 久	出	12		

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長 山 野 通 彦  
教 育 長 嶋 山 英 二  
企画財政課長 松 嶋 良 治  
健康子育て課長 小 川 公 一  
産業観光課長 妹 尾 一 正  
上下水道課長 平 井 勝 志  
矢掛病院事務長 稲 田 欽 也  
介護老人保健施設事務長 丹 下 裕 之  
総務防災課長代理 立 川 人 士  
企画財政課財政係長 石 井 亮太郎

総 合 政 策 監 安 部 正 和  
総務防災課長 堀 賢 一  
町 民 課 長 妹 尾 茂 樹  
福祉介護課長 稲 田 由紀子  
建 設 課 長 渡 邊 孝 一  
教 育 課 長 藤 原 徳 忠  
会 計 管 理 者 奥 村 栄 治  
矢 掛 寮 長 西 山 弘 之  
企画財政課長代理 河 上 昌 弘

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 委員長報告 議案第72号 矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

て

議案第 7 3 号 矢掛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例  
制定について

議案第 7 4 号 矢掛町小児医療費給付条例の一部を改正する条例制定につ  
いて

議案第 7 5 号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改  
正する条例制定について

議案第 7 6 号 桃源郷はなしの里憩いの館設置条例の一部を改正する条例  
制定について

議案第 7 7 号 矢掛町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条  
例制定について

議案第 8 0 号 令和 3 年度矢掛町一般会計補正予算（第 5 号）について

議案第 8 1 号 令和 3 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）  
について

議案第 8 2 号 令和 3 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につ  
いて

議案第 8 3 号 令和 3 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 3 号）について

議案第 8 4 号 令和 3 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1  
号）について

議案第 8 5 号 令和 3 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 8 6 号 令和 3 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 1 号）につい  
て

請願第 4 号 再犯防止推進計画策定を求める請願

日程第 2 発議第 7 号 再犯防止推進計画策定を求める決議について

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（土田正雄君） 皆さん、おはようございます。今月6日の本会議に引き続き、御苦勞さまで。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 委員長報告 議案第72号 矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第73号 矢掛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について

議案第74号 矢掛町小児医療費給付条例の一部を改正する条例制定について

議案第75号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

議案第76号 桃源郷はなしの里憩いの館設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第77号 矢掛町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について

議案第80号 令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）について

議案第81号 令和3年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第82号 令和3年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第83号 令和3年度矢掛町病院事業会計補正予算（第3号）について

議案第84号 令和3年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について

議案第85号 令和3年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第86号 令和3年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）について

請願第4号 再犯防止推進計画策定を求める請願

**○議長（土田正雄君）** 日程第1、議案第72号から議案第77号までと議案第80号から議案第86号まで及び請願第4号を一括議題とし、委員長報告を行います。これらは、去る6日の本会議において審査をお願いした案件で、委員会審査も終了し、請願については別紙のとおり報告書も提出されておりますので、それぞれの常任委員長から、審査の概要を報告していただきます。報告の順は、総務文教常任委員長、産業福祉常任委員長、予算決算常任委員長の順にお願いいたします。

それではまず、総務文教常任委員長、高月敏文君、お願いいたします。2番、高月君。

**○2番（高月敏文君）** それでは、命によりまして、総務文教常任委員会委員長報告を行います。

去る12月6日の本会議において付託を受けました、議案第72号、矢掛町国民健康保険税条例の一

部を改正する条例制定について、議案第73号、矢掛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について、議案第76号、桃源郷はなしの里憩いの館設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第77号、矢掛町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について、請願第4号、再犯防止推進計画策定を求める請願についての5件について、12月7日、総務文教常任委員会を開催し、全委員の出席のもと、条例制定については、総合政策監以下関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査いたしました。また、請願については、紹介議員の説明を聴取しながら、慎重に審査いたしました。

議案第72号、矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての審査では、特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で了といたしました。

議案第73号、矢掛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についての審査では、特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で了といたしました。

議案第76号、桃源郷はなしの里憩いの館設置条例の一部を改正する条例制定についての審査では、基本料と入場料についての説明、貸しテントの保有量、キャンプ利用の実績、施設貸出しに関する法的手続きはどのようになっているかといった質疑がありましたが、審査の結果、全会一致で了としました。

議案第77号、矢掛町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定についての審査では、特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で了としました。

請願第4号、再犯防止推進計画策定を求める請願についての審査では、再犯率はどの程度なのかといった質疑がありましたが、審査の結果、全会一致で総務文教常任委員会では採択といたしました。

以上が、総務文教常任委員会に付託されました案件の審査概要であります。

不足の点がありましたら、他の委員に補足をお願いいたしまして、総務文教常任委員会委員長報告とさせていただきます。

**○議長（土田正雄君）** 続いて、産業福祉常任委員長、原田秀史君、お願いいたします。3番、原田君。

**○3番（原田秀史君）** それでは、産業福祉常任委員会委員長報告を行います。

去る12月6日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました、議案第74号及び議案第75号の条例案件2件の審査のため、12月7日に産業福祉常任委員会を開催し、全委員出席のもと、関係職員から説明を聴取しながら慎重に審査を行いましたので、その審査概要と結果について御報告をいたします。

まず、議案第74号、矢掛町小児医療費給付条例の一部を改正する条例制定についての審査では、冒頭担当課長よりこの事業について、過去5年間の実績、効果及び事業の延長理由が補足説明としてあり、その後の質疑応答では、事業効果に関するものがありましたが、内容に対する異議はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第75号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についての審査では、事業実績についての質疑応答がありましたが、内容に対する異議はなく、全会一致で了といたしました。

以上が、産業福祉常任委員会に付託されました案件の審査の概要と結果であります。

不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして、産業福祉常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

**○議長（土田正雄君）** 続いて、予算決算常任委員長、田中輝夫君、お願いいたします。1番、田中君。

**○1番（田中輝夫君）** それでは、予算決算常任委員会委員長報告を行います。

12月6日の本会議において付託を受けました、令和3年度矢掛町各会計補正予算案件7件について、一昨日8日の午前9時30分より、予算決算常任委員会を開催し、全委員出席のもと、町長、教育長、総合政策監ほか、関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査いたしました。

個別の質疑応答内容につきましては、会議録を御覧いただくこととして、概要と結果につきまして御報告いたします。

まず、一般会計と特別会計補正予算では、議案第80号、令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）について、子育て世帯への臨時特別給付金の支援方法、支給対象者と支給時期、防災対策事業費の水道加入負担金の詳細、防災対策工事費と施設整備工事費の詳細、防災士資格取得補助金の詳細、立地適正化計画策定協議会の内容、矢掛商業高校跡地活用事業者選定委員会のメンバー構成と人数、11月締切りの公募の応募者数、消防施設費の公有財産購入費の減額理由と備品購入費について、館址亭のドア改修、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金と対象者数、ふるさと納税の寄附金額が増加した要因、道路新設改良費の狭あい道路の実施計画箇所、河川維持費の立木刈払委託料などについて質疑応答を行いました。審査の結果、異議を唱える者は無く、全会一致で原案を了といたしました。

議案第81号、令和3年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてと議案第82号、令和3年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、特段の質疑はなく、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、企業会計補正予算ですが、議案第83号、令和3年度矢掛町病院事業会計補正予算（第3号）については、特段の質疑はなく、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

議案第84号、令和3年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）については、施設運営事業収益の増加項目と施設運営事業費用の増加項目の詳細について質疑応答を行いました。審査の結果、異議を唱える者は無く、全会一致で原案を了といたしました。

議案第85号、令和3年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）についてと議案第86号、令和3年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）については、特段の質疑はなく、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が、予算決算常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。なお、執行部におかれましては、本委員会での意見、要望等に十分留意され、なお一層適切な事務、事業の執行に努められますよう求めるものであります。

不足の点がありましたら、他の委員さんの補足をお願いいたしまして、予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

**○議長（土田正雄君）** それぞれ委員長から、付託案件の審査報告がありました。それでは、委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第72号から議案第77号までの条例改正、制定



案件と議案第80号から議案第86号までの補正予算案件についての委員長報告はこれを可とするものでありました。また、請願第4号については、委員長報告は採択でありましたので、それぞれ委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、議案第72号、矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、議案第73号、矢掛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について、議案第74号、矢掛町小児医療費給付条例の一部を改正する条例制定について、議案第75号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、議案第76号、桃源郷はなしの里憩いの館設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第77号、矢掛町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について、議案第80号、令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）について、議案第81号、令和3年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第82号、令和3年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第83号、令和3年度矢掛町病院事業会計補正予算（第3号）について、議案第84号、令和3年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について、議案第85号、令和3年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第86号、令和3年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）については、それぞれ原案のとおり可決することにし、請願第4号、再犯防止推進計画策定を求める請願につきましては、これを採択するものと決しました。

お諮りいたします。ただいま、請願第4号については、高月敏文君ほかの皆さんから決議についての発議案が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、発議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

議案配付のため、暫時休憩します。休憩。

〔暫時休憩〕

〔議案書配付〕

**○議長（土田正雄君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第2 発議第7号 再犯防止推進計画策定を求める決議について

○議長（土田正雄君） 日程第2、発議第7号、再犯防止推進計画策定を求める決議についてを議題といたします。なお、本案件に対する提出者からの提案理由の説明は、会議規則第39条第2項の規定により、省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、発議案提出者からの提案理由の説明は省略することに決しました。

この際、議会事務局長から発議案を朗読させます。議会事務局長。

○議会事務局長（守屋裕文君） 〔意見書朗読記載省略〕

○議長（土田正雄君） 朗読が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。発議第7号は、原案のとおり決議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、発議第7号、再犯防止推進計画策定を求める決議については、原案のとおり決議することに決しました。

~~~~~

**○議長（土田正雄君）** お諮りいたします。議会運営委員会の活動及び各常任委員会の所管部分の調査・研究については、議会での継続審査の議決が必要であります。したがって、次期議会の会期、日程等の議会運営は、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会での調査・研究については、閉会中の各常任委員会の継続審査にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、次期議会の会期、日程等の議会運営につきましては、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会の調査・研究については、閉会中の各常任委員会の継続審査と決しました。

さらに、お諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審査は全て終了いたしました。会議規則第7条の規定により、本日をもって第5回矢掛町議会第4回定例会を閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、第5回矢掛町議会第4回定例会を閉会することに決しました。

閉会にあたり、町長から御挨拶があります。町長。

**○町長（山野通彦君）** 閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和3年第5回矢掛町議会第4回定例会につきましては、9日間の会期でありましたが、上程いたしました条例改正や補正予算案など16議案につきまして、慎重な御審議を賜り、それぞれ原案のとおり御決定をいただきまして、まことにありがとうございました。議案並びに一般質問などで賜りました貴重な御意見や御提言につきましては、今後、十分検討させていただきたいと存じます。

さて、政府は、令和4年度予算編成の基本方針を閣議決定し、危機に対する必要な財政支出はちゅうちょなく行い、積極的な財政出動を進める方針であります。岸田首相も、令和3年度補正予算案と一体の16か月予算として編成し、切れ目のない万全の経済財政運営を行うと述べておられます。

本町といたしましても、今後、本格的に新年度の予算編成に着手いたしますが、こうした政府方針などの情報収集に努めながら、安定した行政運営と、住民ニーズに配慮した事業を積極的に実施する必要があります。

私自身、このたびの議会におきましては、今期限りと態度表明をさせていただきましたが、あと5か月、最後の最後まで全力で取り組んでまいります。そして、来年度予算は骨格予算となり、新規事業は新政権に期待し、私は継続事業と通常事業で編成したいと考えております。

議員の皆様方におかれましては、引き続き、一層の御理解と御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本年も残すところ、あと二十日余りとなりましたが、年の瀬を控えまして、何かと慌ただしい折、どうぞ、議員の皆様方におかれましては、十分御自愛いただき、御家族おそろいで輝かしい新年をお迎えいただきますよう御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は、大変ありがとうございました。

**○議長（土田正雄君）** 以上をもちまして、閉会といたします。

なお、この後、10時20分から、議会全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様には議会全員協議会室へ御参集ください。

それでは、皆さん、お疲れ様でした。

午前 9時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和      年      月      日

矢掛町議会 議長

矢掛町議会 議員

矢掛町議会 議員

令和3年第6回矢掛町議会第2回臨時会（第1号）

1. 会議招集日時 令和3年12月20日 午後 1時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午後 1時30分  
（議事） 午後 1時30分  
（閉会） 午後 2時27分

3. 議員の出欠状況

| 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 | 議席<br>番号 | 氏 名       | 出欠等<br>の 別 |
|----------|---------|------------|----------|-----------|------------|
| 1        | 田 中 輝 夫 | 出          | 2        | 高 月 敏 文   | 出          |
| 3        | 原 田 秀 史 | 出          | 4        | 小 塚 郁 夫   | 出          |
| 5        | 石 井 信 行 | 出          | 6        | 山 部 多 喜 夫 | 出          |
| 7        | 花 川 大 志 | 出          | 8        | 川 上 淳 司   | 出          |
| 9        | 浅 野 毅   | 出          | 10       | 土 田 正 雄   | 出          |
| 11       | 山 野 豊 久 | 出          | 12       |           |            |

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 野 通 彦	総 合 政 策 監	安 部 正 和
教 育 長	嶋 山 英 二	総 務 防 災 課 長	堀 賢 一
企 画 財 政 課 長	松 嶋 良 治	健 康 子 育 て 課 長	小 川 公 一
福 祉 介 護 課 長	稲 田 由 紀 子	総 務 防 災 課 長 代 理	立 川 人 士
企 画 財 政 課 長 代 理	河 上 昌 弘	企 画 財 政 課 財 政 係 長	石 井 亮 太 郎

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第87号 令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第6号）について

~~~~~

午後 1時30分 開会

**○議長（土田正雄君）** 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第6回矢掛町議会第2回臨時会を開会いたします。

なお、この臨時会では、新型コロナウイルス感染防止の観点から、議長より執行部に対し、議案説明に必要な最小限の人員での出席を求めていますので、御報告いたします。

また、本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（土田正雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番小塚郁夫君と、5番石井信行君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

**○議長（土田正雄君）** 日程第2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（土田正雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から御挨拶があります。町長。

○町長（山野通彦君） 皆さん、こんにちは。

本年も残すところ後僅かとなり、何かと慌ただしい折、先般の定例会から間もない本日、令和3年第6回矢掛町議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私御多忙中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、今回の臨時会の招集につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、子育て世帯への臨時特別給付金並びに住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に關しまして、直ちに事業対応をするため、これらに關係する補正予算につきまして、今回、御審議をお願いするものでございます。

一日でも早くをモットーに、支給のスピード、そして事務的経費の節約、そして事務的削減、簡素の3つの観点から、正に政治決断の議会となります。どうか、適切な御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土田正雄君） 次に、議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、お手許の一覧表を御覧いただきたいと思ひます。

以上で、諸般の報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第4 議案第87号 令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（土田正雄君） 日程第4，議案第87号，令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。提案理由及び議案の説明を求めます。町長。

○町長（山野通彦君） それでは，議案第87号，令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第6号）について，提案理由を御説明申し上げます。

本議案は，地方自治法第218条第1項の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものでございます。

今回の補正額は2億5,800万円で，補正後の予算総額は，95億1,900万円となっております。

内容につきましては，子育て世帯への臨時特別給付金の給付に関して，原則クーポンによることとされておりました5万円分について，岸田総理が自治体の判断により，現金給付も可能との方針を示したことを受け，子ども一人につき10万円の給付金を一括して支給するために必要な追加の経費及び住民税非課税世帯等に対し，一世帯あたり10万円の住民税非課税世帯等臨時特別給付金を支給するために必要な経費を計上しており，どちらも財源は全額，国庫補助金を充当しております。

なお，子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関しましては，児童手当を受給されている世帯へは年内に，それ以外への世帯へは1月中に，登録の口座へ振り込ませていただく予定としております。

また，住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に関しましては，現在示されている制度概要では，令和4年度までの実施の見込みとなっていることから，合わせて繰越明許費の追加を行っております。

いずれの事業も，国の施策による給付金をできるだけ早く，対象となる町民の皆様にお届けし，コロナ禍における負担を軽減するために提出させていただくものでございますので，よろしくお願いをいたします。

併せて，議案の説明に入りたいと思います。皆さん，予算をちょっと見ていただければ。全部，私のほうで説明したいというふうに思います。

最初は概要書がもう一言で言えば，よくわかりだろうというふうに思いますが，下側には歳入。先ほど申しましたように，国庫支出金2億5,800万円。この支出については，民生費の2行ございますが，子育て世帯への臨時特別給付金の給付事業9,285万8,000円。括弧として，給付金が9,250万円。事務費が35万8,000円。住民税非課税世帯の分野については，全体で1億6,514万2,000円。給付金が1億6,000万円。事務費が514万2,000円ということでございます。

予算に入りまして，次のページの1ページ。令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第6号）。令和3年度矢掛町の一般会計予算（第6号）は，次の定めるところによる。歳入歳出予算の補正。つまり，2億5,800万を追加して95億1,900万円になるというものであります。

そこへ一番，第2条の所の繰越明許費。これが，来年度9月まで影響がある過程で繰越明許費を設定しているというものでございます。

次のページが，左側が予算。それから，右側が繰越明許費。この金額が3,000万円ということでございます。あと，その内訳で説明いたしますと，事項明細の歳入は省きますので，歳出が10ページ，11ページ。これが，概要の全部であります。上側が住民税非課税世帯。先ほどと繰り返しますが，1億6,000万円の給付金が1番下でございます。あと，上が事務費。先ほど言いました事務費の内訳です。報酬，職員手当等，共済費——人を採用した分とね。旅費，需用費，役務費，このシステムをつ

くる委託料 ―― これが予算的には多いということでもあります。下側の民生費については、現在も5万円のシステムはできてますので、追加分の5万円ということでもあります。ということになれば、給付金が9,250万円と、事務費が、需用費 ―― 消耗品・印刷製本。役務費が通信費という内容のものでございます。

そこでもう一つ、議運のほうで、もう少し詳しい資料をという要請があったということでもありますので、あえて私が作っております。資料のほう、ちょっと見ていただきたいというふうに思います。

資料は、先ほどの子育てのほう先に作っておりますが、子育て世帯の目的及び補正。かなりダブるかわかりませんが、復習する意味で聞いていただければと思います。と、新規のもの。

新型コロナウイルス感染者の影響を受けた子育て世帯の生活を支援するため追加で現金5万円。前、5万円の予算はできておりますので、これは、合わせて一括支払うということでもあります。これに対しては、かなり苦労しました。先ほど政治決断というふうに申しましたが、ちょっと思い出してもらえば、私も議会で、国会のを自宅のほうでテレビを見ておりました。そこで、かなり国会審議の中でいろいろやりとりがあって、最後の最後に岸田総理が10万円一括という提唱がありましたと。同時に、「条件は付けるのか」という質問に対してですね、「無条件でいく」という話の時に、瞬間的に私は、決断をいたしました。といいますのは、以前から5万円のプレミアム券については、国のほうから情報がありましてですね。これでなければならないというよりか、現金給付もあり得るという情報は来ておりました。

担当のほうといろいろ協議して、やはり、プレミアム券だけではいろいろな事情があって、なかなか事務的にも、そしてまた、使う人に対しても十分な対応が難しいかなというようなやりとりはしておりました。そういう面では、もし選択肢があるならば、5万円給付がいいんじゃないかという役所内の協議を踏まえておりましたので、トータル考えると、やっぱり10万円給付ということでやりました。

その中で、翌日に役場へ来て、約2時間でこの制度設計をしましたが、すぐ議会のほうへも協議いたしまして、急なので専決処分という手もあったんですが、議長のほうへ、専決かそれとも議会開会かということをしてしましたら、議会側は臨時議会をやるということで、今日提案させていただいたということでございます。

そうしますとですね、事務的に非常に難しい。なかなか、職員のほうは、これ、日にちがそう無いので、これを制度設計するに当たっては、10万円一括給付というのはなかなかシステムが難しくて、今できているのは5万円給付だけできておるので、数日間のうちに、これ、10万円でやらなきゃならないということに対して、非常に困難な話がありました。

その一つはですね、つまり、確認行為というのがあるんですよね。確認行為。つまり、通常支給するというならみんな受けられるかということですけど、そうでない人もおるということですね、全国では。そういうために、確認行為をセットしておまして、5万円については、確認行為は終わっております、通知は。今回の場合、10万円にするにはどうするかということがシステム会社の方からありましたが、そういう面からすれば専決のがよかったという感じもいたしますけれども、国のほう、県のほうへ尋ねるとですね、5万円、承認でやってもいいという話もあったんですが、町としてはあえて10万円の通知をしとるということでございます。

それが、これ、どうなるかいうたら、5万円プラス5万円を支給するというシステムになるということでもありますので、できるだけ無駄の無くて、最短距離でいうことで設定しておりますので、ちょっとお知らせしとけばというふうに思います。

そして2番目が、対象児童数1,850人。

給付予定時期	対象児童
令和3年12月28日	・令和3年9月分の児童手当対象児童（公務員を除く。） ・上記と同居している令和3年9月末時点で高校生の児童
令和4年1月28日	・令和3年9月分の児童手当対象児童（公務員の世帯） ・令和3年9月末時点で高校生の児童（児童手当受給対象児童と同居していない児童、所得制限あり。）
令和4年1月以降随時	令和3年9月から令和4年3月までに生まれた児童手当対象児童

臨時会資料 資料番号1（健康子育て課） 子育て世帯への臨時特別給付金について 1ページより抜粋

これの予定時期及び対象児童とでございますが、この年内という、ここが大きな話題になった分です。もう、大半がここになります。令和3年9月分の児童手当対象児童。公務員は除く。ここと、上記と同居をしている令和3年9月末時点での高校生児童。つまり、大半がもう一番上の欄ですけど、高校生の場合が2つに分かれます。どういう意味かと言え、つまり小中児童の方の児童手当を受けておる家庭の中へ高校生がおられる方。これも一括給付すればですね、一遍にできるということで上側へ。28日までに送る。

しかし、高校生は、児童手当対象児童のいない家庭については、この下側へいきます。1月28日になる。ということは、結局、事務手続きを踏むということができていけませんので、1月までにやりながら支給をしていくということです。

それで、この1,850がどういう人数かと言いますと、いま、先ほど言いました、一番上。令和3年9月分の児童手当数と下側の一番上、9月分の児童手当支給の公務員の世帯。これを合わせると、1,500人。1,850分の内、12月の28日の上の欄と、1月28日の上の欄。これを2つを足せば、1,500人あります。そして、その上側の下側、下側の下側、これを2つ足しますと、これが300人。それで1,800。一番下側の、令和4年1月以降というところは、約50人を予定しておる。おわかりですかね。これで1,850になるということでもあります。

それに対して給付金額が1人当たり10万円。うち、今回の補正分は5万円ですということです。

申請方法については、児童手当の受給者は、もう当然申請は不要です。上記以外については、申請書案内をこれからやるというのは、下側の300人と50人の対応ということでもありますので、御理解いただければというふうに思います。

それから、次のページ。この非課税世帯の問題です。この案件につきましてはですね、先般、この子どもの決断をしてマスコミのほうにもですね、10万円支給を、今回議会へ臨時会を開くということの報告をしました。その翌日にですね、担当課長のほうから、町長、この案件についてですね、ぜひまた早くやりたいということを書いてきたんですが。私から言わしやあ、あまりタイミングが悪すぎたんですけど、冷静に考えるとですね、やはり困っておる人に早く送るという考え方の元で今回計上をいたしますが、県のほうへもですね、それから、テレビ新聞でも、なかなかこの案件については情報が提供さ

れてない。いうことも考えながら県へ聞いてみると、県自体もまだ市町村がどういう対応をしてるかわからないという状況でありました。けども、町の方針、私の方針である、少しでも早くということになれば、ちょうどタイミングが間に合ったのでですね。今回、一括でやらしていただくということでございます。

これについては、内容的にはほぼ変わりありませんが、小さい詳細についてはまだこれからということでございますけれども、内容的にちょっと説明いたしますと、目的は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対する1世帯当たり10万円の現金を送るということですが、ちょうど国会も今日通るといふふうに思いますが、早いところは、どんどん、どんどん準備をしています。本当に、国より早い対応をしておるところもいろいろあると思いますが、そういう面では、矢掛町もですね。できるだけ早くというのが考え方で、取り組んでおります。

対象者はどういう人と言え、二つあります。

	① 住民税非課税世帯	② 家計急変世帯
令和3年12月21日～ (補正予算議決後)	住民税非課税世帯抽出	
令和4年1月上旬	制度について周知広報(広報・HP・矢掛放送等)	
	対象者を確定	申請受付開始
1月下旬	対象者へ支給案内と確認書を送付	確認・支給決定
2月上旬	確認書を受付後、支給決定	
2月15日	口座振込(初回)	口座振込(初回)
3月末	確認書継続受付中	申請継続受付中
事業繰越		
4月下旬	確認書受付期間終了 ※確認書受付期間：確認書発送日から3か月	
9月30日		家計急変世帯の申請期限

臨時会資料 資料番号1(福祉介護課) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について 2ページより抜粋

①番はちょっとわかりやすいんですが、住民税の非課税世帯。この基準日が令和3年12月10日ということです。一般的にいろいろあるかもわかりませんが、ここの押さえ方が大事だと思いますが、ここにおいて、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯。世帯全員というと、個人ではなく、世帯全員が非課税の世帯。※印で、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除くということになる。

それから、②つ目がちょっとわかりにくい。家計急変世帯。これちょっと聞き慣れにくい。①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯。つまり、原則論は上に申し上げましたが、その後ですね、大きな変化が起きます。そういう人を救おうということですので。これは、現実、誰がどういうふうなのかわかりませんので、申請主

義の中から出てくるというふうに思います。

大きく、この二つがあるということを知っていただければと思います。

そこで、実施については、先ほど言いました12月10日の時点で住民基本台帳に記録されている市町村で支給がされる。そして、申請時点の住所地の市町村。これが、申請期限が令和4年9月30日というふうになってますので、多少、特に急変世帯のほうは、そう簡単には、期間短いと大変だということとで、9月30日までされております。これが、一つの特徴。

対象者は、今現在、見込みです。大体、非課税世帯のほうは1,450世帯を見込んでおる。そして、急変世帯のほうは全く予測ですけど、約1割ぐらい——150世帯を予測しておるということでもあります。

給付金額は、1世帯当たり10万円ということでございます。

これをどう進めていくかということに関して、できるだけ詳しく指示しましたところ、①の世帯については、今日、議決をいただくと、明日からこの住民税非課税世帯の抽出。これをやってまいります。1月に入りますと、これを町民の方へPRしていく。そして、その中でこの抽出から決定ということ。かなり厳しい日程を職員作ってますけど、上旬でこれを固める。年始がありますので、多少融通見ていただいても、対象者を決定していく。1月中にはですね、その支給案内と今度また確認書を送付するということになる。そうすると、2月上旬には確認書を受け付けて、これ戻ってきますと支給決定をやりまして、2月15日には口座振込ができるだろう。これは、最短距離です。相手さんがおりますので、相手さんがこの確認書の返し方。返し方が問題なりますけど、町とすればこういう方針でやりたい。そして、それがずっと3月末までに続きます。ここで基本的に終わるんですが、これをもう一か月、この事業の繰越と書いてある下側見ていただければあ、4月下旬のところへ確認書の受付期間終了は4月中と書いておる理由は、確認書の受付期間。確認書等発送日から3か月と書いてますので、これちょっと遡って1月末に確認書を送付と書いていますが、この1月下旬が確認書を送る時点ですので、1月から言えば2、3、4と3か月だからまず4月末というふうにして素案を作ってます。そうすると、この1か月分が繰越明許。何人出るかわかりませんが、繰越明許の対象になる。そういう意味です。

右側は、家庭急変世帯。この方については、もう1月から広報をやっていくと。そして、申請の受付を開始する。そしてまた、1月に入って確認等できましたら支給決定を開始いたします。これをずっと続けまして、期限が9月30日まで。この道中の中で、3月末までにできたものについては、令和3年度。4月以降については、4年度ということになります。繰越明許が、この下の部分に対して想像で3,000万円を予定しておるという内容でございます。

今ある資料の報告でありますけれども、以上が説明にいたします。よろしく願いいたします。

○議長（土田正雄君） 提案理由及び議案の説明が終わりました。

ただいまから、質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第87号を、所管の常任委員会に付託し、審査をお願いしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号、令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第6号）については、所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託することに決しました。

お諮りいたします。予算決算常任委員会開催のため、暫時休憩したと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、暫時休憩します。

ここで、お知らせいたします。この後２時から予算決算常任委員会を開催いたしますので、委員の皆様は、議会全員協議会室に御参集ください。休憩。

〔暫時休憩〕

~~~~~

**○議長（土田正雄君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第８７号、令和３年度矢掛町一般会計補正予算（第６号）について、委員長報告を行います。それでは、予算決算常任委員長、田中輝夫君をお願いします。１番、田中君。

**○１番（田中輝夫君）** それでは、予算決算常任委員会、委員長報告を行います。

本日の本会議において付託を受けました、議案第８７号、令和３年度矢掛町一般会計補正予算（第６号）について、議案の審査のため、本日午後２時より予算決算常任委員会を開催し、全委員出席のもと、町長、教育長以下、関係職員の出席を求め、質疑応答により、慎重に審査いたしました。

詳細な内容につきましては、会議録を御覧いただくこととして、概要について御報告いたします。

本委員会に付託されました、議案第８７号、令和３年度矢掛町一般会計補正予算（第６号）についての審査内容についてであります。民生費で、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業に関し、給付までの手順等の説明を受け、給付対象者及びその所得要件及び１０万円の現金給付とした理由。給付金の執行方法。高校に通っていない１８歳未満の人に対する給付等について質疑応答を行い、事業内容を確認いたしました。審査の結果、全会一致で原案を了とした次第であります。

なお、執行部におかれましては、本委員会での意見、要望等に十分留意され、なお一層適切な事務事業の執行に努められますよう求めるものであります。

以上が、予算決算常任委員会に付託されました案件の審査概要と結果であります。

不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いしまして、予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

**○議長（土田正雄君）** 委員長から付託案件の審査報告がありました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第８７号は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、議案第８７号、令和３年度矢掛町一般会計補正

予算（第6号）については、原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

○議長（土田正雄君） お諮りいたします。議会運営委員会の活動及び各常任委員会の調査・研究については、議会の継続審査の議決が必要であります。したがって、次期議会の会期・日程等の議会運営は、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会の調査・研究については、閉会中の各常任委員会の継続審査にいたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、次期議会の会期・日程等の議会運営につきましては、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会の調査・研究については、閉会中の各常任委員会の継続審査と決しました。

さらに、お諮りいたします。本臨時会に付託されました案件の審議は終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日をもって第6回矢掛町議会第2回臨時会を閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、これをもって、第6回矢掛町議会第2回臨時会を閉会することに決しました。

閉会にあたり、町長から御挨拶があります。町長。

○町長（山野通彦君） 閉会にあたりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

令和3年第6回矢掛町議会第2回臨時会につきましては、上程いたしました補正予算1件につきまして、慎重な御審議を賜り、原案のとおり御決定をいただき、まことにありがとうございました。

子育て世帯への臨時特別給付金並びに住民税非課税世帯等臨時特別給付金につきましては、迅速に進めていくことで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた御家庭の生活、暮らしを応援することができると考えております。

また、新型コロナウイルス感染症対策を含めた本年度事業につきましても、今後も、感染状況や国の政策などの状況変化に迅速に対応してまいりたいと考えております。

本年も残り僅かとなりましたが、議員の皆様におかれましては、平穩で輝かしい新春を迎えられますように御祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

本日は大変ありがとうございました。

○議長（土田正雄君） 以上をもちまして、閉会といたします。皆さん、お疲れさまでした。

午後 2時27分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員